

平成 30 年度革新的事業活動実行計画重点施策に関する報告書案

一．本報告書について

平成 24 年 12 月に内閣総理大臣を本部長とし、全ての国務大臣から成る「日本経済再生本部」を閣議決定により設置し、同本部の下、平成 25 年 1 月に「産業競争力会議」の開催を決定、平成 28 年 9 月に産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した「未来投資会議」の開催を決定し、

これまで、

- ・平成 25 年 6 月に「日本再興戦略」を閣議決定、
- ・平成 26 年 1 月に「産業競争力の強化に関する実行計画」を閣議決定、
- ・平成 26 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2014」を閣議決定、
- ・平成 27 年 2 月に「平成 26 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 27 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」を閣議決定、
- ・平成 27 年 6 月に「『日本再興戦略』改訂 2015」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2016 年版）」を閣議決定、
- ・平成 28 年 2 月に「平成 27 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「産業競争力の強化に関する実行計画（2017 年版）」を閣議決定、
- ・平成 29 年 2 月に「平成 28 年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」を閣議決定及び国会提出、
- ・平成 29 年 6 月に「未来投資戦略 2017」を閣議決定、
- ・平成 29 年 12 月に「新しい経済政策パッケージ」を閣議決定、
- ・平成 30 年 6 月に「未来投資戦略 2018」及び「革新的事業活動に関する実行計画」（以下「実行計画」という。）を閣議決定

している。

本報告書では、実行計画に定められた革新的事業活動関連施策（以下「重点施策」という。）について、施策の内容や、進捗及び実施の状況等をまとめている。

生産性向上特別措置法（平成 30 年法律第 25 号）第 6 条第 9 項により、重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果について、各年度ごとに、報告書を作成し、これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき平成 30 年度について作成するものである。

二. 重点施策の進捗・実施の状況及び効果

I. 「Society5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラグシップ・プロジェクト」等

[1] 「生活」「産業」が変わる

1. 次世代モビリティ・システムの構築

①KPI の主な進捗状況¹

《KPI》「2020年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の90%以上に搭載」【3】 ⇒国内販売新車乗用車の装着率：77.8%（2017年）

《KPI》「2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得」【4】

⇒国内車両の装着率：14.1%（2017年）

世界市場獲得率の代替値：16.2%（2016年）

《KPI》「2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及」【5】

⇒国内販売新車の装着率：68.7%（2017年）

国内車両の装着率：14.1%（2017年）

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 ² |
|-------------------|---|---|--|
| 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進 | ・無人自動運転移動サービスを令和2年に実現することを目指し、平成30年度から、より実ニーズに近い形態で実証実験を行うため、1人の遠隔運転者が複数の車両を遠隔監視・操作する実証実験や地域の交通事情に知見がある運行事業者と連携した実証実験、実証実験期間の長期化や中山 | ・経済産業省及び国土交通省は、福井県永平寺町において、1人の遠隔運転者が複数の自動走行車両を遠隔監視・操作する実証実験を実施した。国土交通省は、内閣府SIPの枠組みの中で、高齢化が進行する中山間地域にお | 内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（科学技術政策、地方創生）、国家公安委員会委員 |

¹ KPIの末尾に括弧書きしている番号は、別添の「KPIの進捗状況について」における整理No.を参考までに付しているもの。

² 生産性向上特別措置法第6条第2項、第3から第5号、それぞれのハにおいて、実行計画における「担当大臣」とは内閣法（昭和22年法律第5号）にいう主任の大臣をこととされているため、内閣官房及び内閣府に係る事務については、担当大臣として主任の大蔵である内閣総理大臣を記載しているが、生産性向上特別措置法に基づき、重点施策の進捗及び実施の効果に対する評価等を行う際の事務の参考とするため、括弧内に、本実行計画の策定時点で当該施策項目に関し内閣総理大臣を補佐している国務大臣を記載している。

| | | | |
|--------------|--|---|---|
| | <p>間地域に加え高齢化が進む都市近郊のいわゆるオールドニュータウンでの実証実験など、事業化に向けた取組を加速する。</p> <p>・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動運転技術を国内外に発信するショーケース及びレガシーとするため、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動運転に向けた最先端の実証実験が可能となるよう来年度までに信号情報を車両と通信するインフラの整備や、磁気マーカー敷設、路車間通信の整備等の環境整備を行う。</p> | <p>ける人流・物流の確保のため、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの令和2年までの社会実装を目指し、地元の事業者等と連携した1か月以上の長期にわたる実証実験を全国4か所で実施したほか、平成31年2月、東京都多摩市及び兵庫県三木市内のいわゆるオールドニュータウンにおいて自動運転車両を用いた実証実験を実施した。</p> <p>・内閣府SIPの枠組みの中で、羽田空港地域や臨海副都心地域等において、交通インフラから提供される信号情報や合流支援情報等を活用したインフラ協調型の自動運転を実現可能な走行環境を構築するため、具体的な地域、必要な交通インフラの機能や配置場所等について調査検討を進めているところ。令和元年後半からの実証実験実施に向け、国際的にオープンな場を提供すべく、国内外から参加者の募集を開始した。</p> | <p>長)、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策、地方創生)、国家公安委員会委員長)、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> |
| 自動運転の実現に向けた制 | <p>・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件や安全性確保</p> | <p>・自動運転車が満たすべき安全性に関する要件</p> | 内閣総理大臣(情報通信 |

| | | | |
|-----|--|--|--|
| 度整備 | <p>のための方策について検討し、平成 30 年夏頃を目指してガイドラインを取りまとめるとともに、新たな技術に係る具体的な安全基準については、イノベーションを阻害しないよう国際基準策定をリードしつつ段階的に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ルールについては、国際的な議論において引き続き関係国と協調してリーダーシップを発揮しつつ、自動運転車を使用する運転者について、自動運転中にどのような運転以外の行為（セカンダリアクティビティ）が許容されるか | <p>や安全性確保のための方策をまとめた「自動運転車の安全技術ガイドライン」を平成 30 年 9 月に策定及び公表した。</p> <p>また、国際的な議論を踏まえつつ、技術開発の進展や多様性を阻害しないことに留意し、段階的に基準の策定を進めているところ。最近では、平成 30 年 3 月に国連の議会で採択された高速道路における自動車線変更（ウィンカー操作を起点）に関する基準を策定し、平成 30 年 10 月に公布した。また、自動運転車等の安全な開発・実用化・普及を図りつつ、設計・製造過程から使用過程にわたり、自動運転車等の安全性を一体的に確保するための道路運送車両法改正案³を、平成 31 年通常国会に提出した。</p> <p>・国連欧州経済委員会内陸輸送委員会道路交通安全グローバルフォーラム (WP1) 等のメンバーとして、国際的な議論に積極的に参画しつつ、レベル 3 の自動運転の実用化を見据えた</p> | 技術 (IT) 政策担当大臣、内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国土交通大臣 内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、内閣府特命担当大臣 (科学技術政策)、国家公 |
|-----|--|--|--|

³道路運送車両法の一部を改正する法律案

| | | | |
|---------------------------|---|---|---|
| | <p>も含め、既存の運転者の義務の見直しを検討するとともに、自動運転車を使用する運転者に新たに課すべき義務や、自動運転中に道路交通法令の規範を逸脱した際のペナルティの在り方等について検討する。これらの検討事項については、平成 31 年通常国会における法改正の要否も含め、有識者からなる調査検討委員会において平成 30 年度中に検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業法との関係では、運転者が車内不在の場合の輸送の安全性や旅客の利便性の確保の方策について平成 30 年度内に検討する。 | <p>道路交通法の在り方にについて、「技術開発の方向性に即した自動運転の実現に向けた調査検討委員会」において検討を行った結果を踏まえ、運転者の義務に関する規定の整備等を内容とする道路交通法改正案⁴を取りまとめ、平成 31 年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運送事業者が対応すべき事項等について、ガイドラインとして取りまとめるため、自動運転車を導入予定の事業者からのヒアリング等を実施することにより、ガイドラインで明確化すべき事項について整理を行っており、令和元年度前半までに取りまとめる見込み。 | 安委員会委員長) |
| 次世代モビリティ・システムの構築に向けた新たな取組 | <ul style="list-style-type: none"> 様々な交通サービスをデータでつなげて新たな付加価値を生み出すモビリティサービス等(MaaS)の促進について、オンデマンドなどのサービス高度化、API 等によるデータ連携・プラットフォーム、対応する制度の在り方等について、平成 30 年度中に検討を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 経済産業省では、事業者・有識者からなる「IoT や AI が可能とする新しいモビリティサービスに関する研究会」を開催し、MaaS をはじめとする各種サービスの促進について検討し、モビリティ関連データのデジタル化の遅れ、データ | 内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(科学技術政策)、国家公安委員会委員長)、経済産業大臣、国土交通大臣 |

⁴ 道路交通法の一部を改正する法律案

| | | | |
|--|--|---|-------|
| | | <p>連携を阻む事業者間の垣根、異業種との連携不足といった必要な課題の抽出等を行った。また、国土交通省では、有識者からなる「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催し、MaaS を含む新たなモビリティサービスの推進のための取組等について中間取りまとめを行った。</p> | 土交通大臣 |
|--|--|---|-------|

2. 次世代ヘルスケア・システムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに国民の健康寿命を1歳以上延伸、2025年までに2歳以上延伸【男性 70.42歳、女性 73.62歳（2010年）】【8】
⇒2016年：男性 72.14歳、女性 74.79歳

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 個人にあった健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進 | <ul style="list-style-type: none">・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバー制度のインフラを活用して、転職・退職等により加入する保険者が変わっても個人単位で資格情報などのデータを一元管理することで、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の本格運用を令和2年度に開始する。・費用対効果の観点も踏まえつつ、個人の健診・診療・投薬情報が医療機関等の間で共有できる全国的な保健医療情報ネットワークについて、平成30年夏を目指し具体的な工程表を策定し、必要な実証を行いつつ、令和2年度からの本格稼働を目指す。あわせて、当該工程表に、保健医療情報ネットワークにおける介護情報の提供について盛り込 | <ul style="list-style-type: none">・医療保険の被保険者番号を個人単位化し保険者間で資格情報の履歴管理を行うことによりマイナンバーカードを健康保険証として利用できる「オンライン資格確認」の導入や、医療機関や薬局におけるシステムの初期導入を支援するための「医療情報化支援基金」の創設等の内容を含む健康保険法等改正案⁵を、平成31年通常国会に提出した。・厚生労働省の「医療等分野情報連携基盤検討会」において検討を行い、平成30年7月に、厚生労働省の「データヘルス改革推進本部」において、介護情報も含めた全国的な保健医療情報ネットワークの構築に関する工程表を公表した。また、同工程表に | 内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣 総務大臣、厚生労働大臣 |

⁵ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

| | | | |
|--|--|---|---|
| | <p>む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野における ICT 化・情報連携が全国的に行われ、介護に携わる関係者の効率的・効果的な協働を可能とするため、居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様を検討し、平成 30 年度中に結論を得る。あわせて、ICT を活用した医療・介護連携について、平成 30 年度実証を行うとともに、その結果を踏まえ、標準仕様の作成に向けて検討する。 ・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みである PHR (Personal Health Record) | <p>沿って、平成 30 年度に保健医療記録共有サービスの実証やネットワーク構築に必要な調査を行った。</p> <p>・平成 30 年度予算事業において、居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所間におけるケアプランの情報連携に必要な標準仕様を作成した。介護分野における ICT 化が進むよう、平成 31 年度予算において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護事業所に対する ICT 導入支援事業を盛り込んでいく。</p> <p>また、平成 30 年度予算事業において、医療機関と介護事業者等の間の情報連携に必要となるデータ標準化に関する実証を実施した。これも踏まえ、医療・介護連携に必要な情報について、一定の標準仕様の作成等をするため、平成 31 年度予算事業において必要な検討を行う。</p> <p>・特定健診データ、薬剤情報等のマイナポータルを通じた本人等への提供の仕組みについては、平成 30 年 12 月の</p> | <p>総務大臣、厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命</p> |
|--|--|---|---|

| | | | |
|-------------------|---|---|--|
| | <p>について、令和2年度から、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。</p> <p>・そのため、予防接種歴（平成29年度提供開始）に加え、令和2年度から特定健診、乳幼児健診などの健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報などの医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、平成30年度中に結論を得て必要な工程を整理し、令和3年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。</p> | <p>社会保険審議会医療保険部会において、検討状況を報告し、薬剤情報については、令和3年10月目途のサービス提供開始を目指すこととした。特定健診データについては、令和2年度中のサービス提供開始に向けて、表示が必要な健診結果項目の整理や分かりやすい画面表示等の具体的な検討を進めていく。</p> <p>・乳幼児健診等の母子保健情報の利活用については、「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を実施し、平成30年7月に中間報告書を取りまとめた。同報告書で、乳幼児健診及び妊婦健診の情報に係る標準的な電子記録様式及び最低限電子化すべき情報を整理するとともに、マイナンバー制度を活用し、令和2年度からマイナポータルでの閲覧が可能となる仕組みの整備を進めていくこととしている。</p> | 担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 |
| 勤務先や地域も含めた健康づくり、疾 | ・超早期予防から発症後の生活支援・社会受容のための環境整備も含め、自治体、研究 | ・平成30年度、認知症官民連携実証プラットフォームプロジェクト | 内閣総理大臣（健康・医療戦略の事 |

| | | | |
|---|---|--|---|
| 病・介護予防の推進 | <p>者、企業等が連携し、「認知症の人にやさしい」新たな製品やサービスを生み出す実証フィールドを整備すべく、平成30年度、認知症研究のための官民連携に向けた枠組みの整備等を図る。</p> | <p>トとして、病理学、老年学、介護などの様々な分野の専門家からなるラウンドテーブルを設置し、超早期予防や生活支援・社会受容のための環境整備に向け、実証フィールド整備に向けた議論を行った。</p> | <p>務を担当する国務大臣)、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p> |
| 効率的・効果的で質の高い医療・介護の提供、地域包括ケアに関する多職種の連携推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護分野の情報連携、介護事業所におけるICT化を抜本的な業務の再構築・効率化につなげるため、介護サービス事業所に対し国・自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを、平成30年度中に実施する。その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、文書量の実効的な半減を実現する。 ・オンライン診療は、平成30年度診療報酬改定での評価新設及び新たなガイドラインを踏まえ、安全で適切な普及に向け、セキュリティ等の観点からの実証を実施し、技術的成果についてガイドライン・診療報酬改定への反映を検討する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・国・自治体が求める帳票等について、①指定申請、②報酬請求及び③指導監査に関する文書の見直しを進めている。①については、平成30年10月から、提出項目の一部削除等を定める省令改正を施行した。②及び③については、平成30年度に実態把握を行い、当面の見直しの方向性を定めた。これに基づき、令和元年度初めに必要な対応を行う予定。 ・平成30年度予算において、安全で効果的なオンライン診療を可能とするためのセキュリティ等の観点から実証を実施した。 平成31年1月から、オンライン診療のより安全・有効な実施に向け、「オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検 | <p>厚生労働大臣</p> <p>総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p> |

| | | | |
|--|---|--|--------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療の一層の充実を図るため、関係学会や事業者等とも協力し、現在診療報酬対象外のものも含め、オンライン診療の有効性・安全性等に係るデータや事例の収集、実態の把握を早急に進めることによりエビデンスを継続的に蓄積し、次期以降の診療報酬改定で、それらを踏まえた評価を進める。 ・オンラインの服薬指導は、国家戦略特区の実証等を踏まえつつ、医薬品医療機器等法⁶の次期改正に盛り込むことも視野に検討する。 | <p>「討会」において、オンライン診療の提供体制や、診療行為に関する事項について、必要な見直しに向け、検討している。</p> <p>・「平成 30 年度診療報酬改定の結果に係る特別調査」において、オンライン診療料の施設基準に係る届出のある医療機関を主な対象に施設調査・患者調査を実施している。また、各診療領域におけるオンライン診療を含めた ICT の利活用に関して、関係学会宛てに調査を実施している。</p> <p>・オンラインでの服薬指導について、テレビ電話等により薬剤の適正な使用を確保することが可能であると認められる場合には、対面服薬指導義務の例外として、テレビ電話等による服薬指導を行うことができることとすること等を盛り込んだ医薬品医療機器等法の改正法案⁷を、平成 31 年通常国会に提出した。</p> | 厚生労働大臣 |
|--|---|--|--------|

⁶ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）

⁷ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案

3. 次世代産業システム

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「製造業の労働生産性について年間 2 %を上回る向上」【20】

⇒2017 年 : 1.9%

《KPI》「2020 年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を 80% に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつける企業の割合を 40% にする」【21】

⇒2018 年 : それぞれ 58%、26%

《KPI》「2020 年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円」【6】

⇒2017 年 : 製造分野約 9,000 億円、

2017 年 : 非製造分野約 1,800 億円

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-------------------|---|---|-----------------------------|
| モノのサービス化・ソリューション化 | <ul style="list-style-type: none">・「ロボット新戦略」(平成 27 年 2 月 10 日日本経済再生本部決定)の実行状況を検証しつつ、ロボット単体の活用のみならず、AI・IoT などの最新のテクノロジーの活用によるロボットの相互協調やロボット適用領域の飛躍的拡大等を通じて、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けた民間の取組と必要な施策体系について検討を行い、平成 31 年春までに取りまとめる。・小型無人機について、平成 30 年度からの山間部等での荷物配送等の本格展開に向 | <ul style="list-style-type: none">・昨今の多様な働き方ニーズの顕在化、ロボット産業に関わるユーザー やプレーヤー の多様化を踏まえつつ、産業の現場や人の生活の全体を最適化する社会として目指すべき姿やその実現に向けて、関係府省庁が協議する会議体を設置して検討を行い、令和元年夏前までに取りまとめを行う予定。・平成 30 年 9 月、航空法に基づく許可・承認の審査要領の改訂を行 | 経済産業大臣 脚注参照 ⁸ |

⁸ 内閣総理大臣（内閣官房長官、情報通信技術（IT）政策担当大臣、経済再生担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、防衛大臣、復興大臣

| | | | |
|--|---|--|--|
| | け、航空法（昭和27年法律第231号）に基づく許可・承認の審査要領の早期改訂等を行う。 | い、同年11月には、補助者を配置しない目視外飛行による荷物配送が実施された。 | |
|--|---|--|--|

[2] 経済活動の「糧」が変わる

1. エネルギー・環境

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。」【32】

⇒新車販売のうち次世代自動車の割合は36.7%（2017年度）

《KPI》「商用水素ステーションを2020年度までに160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する。」【23】

⇒103か所が開所済み（2019年3月末）

② 施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|----------------------------|---|---|------------------|
| エネルギー転換・脱炭素化に向けたイノベーションの推進 | ・2019年G20の議長国として、環境と経済成長との好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、成長戦略として、パリ協定に基づく、温室効果ガスの低排出型の経済・社会の発展のための長期戦略を策定する。このため、金融界、経済界、学界等の有識者が集まる会議を設置し、その下で、関係省庁が連携して検討を加速する。 | ・長期戦略の策定に向けて、金融界、経済界、学界などの各界の有識者からなる「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会」を開催し、議論が進められているところ。同懇談会の議論を踏まえつつ、令和元年のG20議長国として、環境と成長の好循環を実現し、世界のエネルギー転換・脱炭素化を牽引する決意の下、今後、成長戦略として、パリ協定に基づく長期戦略を策定する。 | 外務大臣、経済産業大臣、環境大臣 |

| | | | | |
|--------------------------------|---|--|--------|--------------------|
| IoT、AI 等を活用したエネルギー・環境関連ビジネスの革新 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の連携や IoT・AI 等の活用による設備の効率的運用の促進、規制や支援等を通じて得られたデータの企業秘密等に配慮した形でのオープン化、リースを活用した設備投資の支援等を通じ、事業者の省エネルギーを進める。 ・民生部門の省エネを推進するため、住宅・建築物の省エネ改修促進に加え、令和 12 年までに、高度なエネルギー・マネジメント等を活用した自家消費型 ZEH 等の普及を進め、新築住宅・建築物の平均で ZEH・ZEB 相当となることを目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数事業者の連携を促進するため、平成 30 年税制改正における税制措置や設備導入補助金での加点措置を行うとともに、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）（昭和 54 年法律第 49 号）の改正法を平成 30 年 6 月に公布、同年 12 月に施行した。 ・住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加することなどを内容とする建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。 | 経済産業大臣 | 経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 |
|--------------------------------|---|--|--------|--------------------|

2. FinTech／キャッシュレス社会の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後3年以内（2020年6月まで）に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。」【43】

⇒2019年3月末時点で、124行が2020年6月までの導入を表明。

《KPI》「今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す。」【44】

⇒2018年：24.1%

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|------------------------|---|---|---|
| イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し | <ul style="list-style-type: none">現在の業態ごとの金融・商取引関連法制を、同一の機能・リスクには同一のルールを適用する機能別・横断的な法制に見直すことについて、関係省庁において連携しつつ検討を行い、法整備に向けた基本的な考え方について、平成30年度中に中間整理の取りまとめを目指す。郵便を用いた本人確認手続が、事業者・利用者双方の負担となっているとの指摘があること等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）を速やかに改正 | <ul style="list-style-type: none">金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討を行い、平成30年6月19日に「金融制度スタディ・グループ中間整理—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—」を取りまとめ、引き続き検討を進めている。 また、産業構造審議会商務流通情報分科会「割賦販売小委員会」において横断的な法制も含め、割賦販売法制の在り方について検討を進めている。犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成30年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）を平成30年11月 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、国家公安委員会委員長） |

| | | | |
|---------------------------|--|--|------------------------------|
| | <p>し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮想通貨交換業者における顧客からの預かり資産が外部に流出する事案の発生や内部管理態勢等の不備、仮想通貨による新たな取引の登場等を踏まえ、仮想通貨交換業等に関する制度的な対応の検討を進める。 | <p>30日に公布・施行し、本人の顔の画像等を活用したオンラインで完結する本人確認手法を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年3月に金融庁に設置された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において検討を行い、平成30年12月21日に「仮想通貨交換業等に関する報告書」を取りまとめた。本報告書を踏まえ、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案を平成31年通常国会に提出した。 | 内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融)) |
| ブロックチェーン技術の実用化等イノベーションの推進 | <ul style="list-style-type: none"> APIを提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数等のフォローアップを行うとともに、電子決済等代行業者の登録審査等を適切に実施する。また、API連携において生じた契約上・技術上の課題や優良連携事例の共有を行うほか、FinTech企業とクレジットカード会社とのAPI連携を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成31年2月、「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」を取りまとめ、公表した。電子決済等代行業者の登録数は、平成31年3月末時点で41社となっている。平成30年12月、「オープンAPIのあり方に関する検討会」において、「銀行法に基づくAPI利用契約の条文例(初版)」や「銀行分野 | 内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融))、経済産業大臣 |

| | | | |
|-----------------------|---|--|--|
| | | のオープン API に係る電文仕様標準について（第 2 版）」を改定し、公表した。 | |
| 金・商流連携等に向けたインフラの整備 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 12 月の全銀 EDI システムの稼働、令和 2 年までの送金電文の全面的 XML 化を着実に実現するため、全国銀行協会、商工会議所などの金融界・産業界や関係省庁が連携し、周知活動や当該システムの活用事例の共有などの取組を推進する。 納税・公金納付に関し、令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を引き続き進めるとともに、金融機関、関係府省庁、地方自治体、FinTech 企業などの関係者が連携した「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、IT による利用者利便の向上・効率化に向けた課題等について、平成 30 年度中を目途に検討を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> 全銀 EDI システム（ZEDI）の稼働に向けて、全国銀行協会が全都道府県において説明会を実施するなど、金融機関や企業に対する周知活動を実施し、平成 30 年 12 月から ZEDI が稼働した。 令和元年 10 月の地方税共通納税システム稼働に向けた準備を進めるとともに、「税・公金収納・支払の効率化等に関する勉強会」において、課題の解決に向けた取組、今後の対応等について検討を行い、平成 31 年 3 月に調査レポートを公表した。 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融、マイナンバー制度、規制改革）、情報通信技術（IT）政策担当大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 |
| キャッシュレス社会の実現に向けた取組の加速 | <ul style="list-style-type: none"> 「キャッシュレス・ビジョン」（平成 30 年 4 月経済産業省策定）に基づき、キャッシュレス推進に係る産官学の関係者が一堂に会する「キャッシュレス推進協議会（仮称）」を平成 30 年中に速やかに設立し、事業者・消費者双方が受け入れやすいインセン | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 7 月、「キャッシュレス推進協議会」を設立した。消費者の利便性向上、事業者の生産性向上及び制度・基盤の整備の 3 分野についてワーキンググループを設置し、QR コード決済の標 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣 |

| | | | |
|--|--|--|-----------------------------|
| | <p>ティップ措置を含む、キャッシュレス社会の実現に向けた取組について包括的に検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡易かつ高セキュリティなキャッシュレス支払の仕組みを確保しつつ、二次元コード（QR コード等）のフォーマットに係るルール整備について検討を行い、平成 30 年度中に必要な対応策を取りまとめるほか、携帯電話番号、生体認証技術等を活用したモバイル決済サービスなどの民間の取組に係るフォローアップや必要な環境整備に係る検討を行う。 | <p>準化やクレジットカード API ガイドラインの整備等の検討を進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 31 年 1 月、「キャッシュレス推進協議会」において、利用者がバーコードを店舗において提示し決済を行う CPM（バーコード）に関するガイドラインを策定した。 さらに、平成 31 年 3 月、キャッシュレス推進協議会において、店舗が QR コードを利用者に提示し決済を行う MPM と CPM（QR コード）に関するガイドラインを策定した。 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣 |
|--|--|--|-----------------------------|

[3] 「行政」「インフラ」が変わる

1. デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命）

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、

日本が先進国3位以内に入る。」【47】

⇒2019年 25位(前年比1位下落)

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-------------|---|--|---|
| 旗艦プロジェクトの推進 | <ul style="list-style-type: none">個別手続のみに着目した従来の「縦割り」型のオンライン化から脱却し、徹底した利用者視点に立ち、多くの国民の生活に大きな影響のある個人向け行政手続等のワンストップ化を強力に推進する。具体的には、同じ内容について複数の異なる窓口での手続を強いられている「引越し」や「死亡・相続」については、それぞれ平成31年度から、「介護」については平成30年度から、順次サービスを開始する。様々な手続で求められる添付書類についてバックオフィス連携等により撤廃することに加え、押印や対面手続等の本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等について、平成30年中 | <ul style="list-style-type: none">「引越し」及び「死亡・相続」については、平成30年10月にサービスイメージや課題等を中心的に取りまとめ、平成31年3月にサービス実現に向けた具体的な方策案を取りまとめた。「介護」については、平成30年12月にオンライン化に向けた事務運用指針を定め自治体向けに発出するなど、サービス開始に向けた環境整備を行い、以降準備が整った自治体から順次サービスを開始した。行政手続のオンライン化の徹底、電子申請における添付書類の撤廃、本人確認手法の見直し、手数料支払のオンライン化、API整備等を盛り込んだデジ | 内閣総理大臣(情報通信技術(IT)政策担当大臣、内閣府特命担当大臣(マイナンバー制度)、国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣(金融、少子化対策))、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 |

| | | | |
|--|---|---|--|
| | <p>に国会に提出する予定のデジタルファースト法案（仮称）において必要な措置を盛り込む。</p> <p>(法人向けワンストップ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取組状況を検証し、令和3年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。 ・マイナポータルを活用した法人設立手続のオンライン・ワンストップ化に向けて、技術的検討と準備を開始し、登記後の手続のワンストップ化は来年度中、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化は令和2年度中に実現する。 ・オンラインによる法人設立登記の24時間以内の処理及び | <p>タル手続法案⁹を平成31年通常国会に提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記後の手続のワンストップ化を令和2年1月を目途に実現すべく、各関係システムとマイナポータルとの連携に関する接続仕様について検討を進めている。また、申請者の利便性を図る観点から、令和元年度税制改正において、法人設立関係書類についてマイナポータルを利用して提出する場合の電子署名等の省略や、法人設立届出書等について添付書面の削減といった改正が行われたところ¹⁰。定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化の令和2年度の実現に向け、関係システム間の接続仕様について検討を行っているところ。 ・オンラインによる法人設立登記の24時間以 | <p>内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、内閣府特命担当大臣（マイナンバーリーグ）、経済再生担当大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>内閣総理大臣（情報通信</p> |
|--|---|---|--|

⁹ 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

¹⁰ 「法人設立届出書等」とは、法人設立届出書のほか、収益事業開始届出書などが含まれる。

| | | |
|--|---|---|
| | <p>世界最高水準の適正迅速処理を目指した業務の徹底的な電子化の来年度中の実現に向け、法務省は平成 30 年度実施予定の登記情報システム更改で業務効率化施策を実施するとともに、登記の審査の効率化等について平成 30 年度中に対応策の結論を得る。</p> <p>・株式会社の設立手続に関し、一定の条件の下、平成 30 年度中にテレビ電話等による定款認証を可能とし、令和 2 年度中に、定款認証及び設立登記のオンライン同時申請を対象に、24 時間以内に設立登記が完了する取組を全国実施する。今後とも、より効果的かつ効率的な定款認証手続の実現及び利便性の向上に努める。</p> | <p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣)、法務大臣</p> <p>内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣)、法務大臣</p> |
|--|---|---|

| | | | |
|-----------------|---|--|--|
| | | は、設計・開発に着手する予定である。 | |
| マイナンバー制度の利便性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンによる各種手続の実施や公的個人認証を活用した民間サービス等の利用を可能にするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講じ、必要な体制を整えた上で出来る限り速やかに利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載を実現する。さらに、マイナンバーカードの機能のスマートフォンへの搭載について、必要な安全確保措置を踏まえて検討を行う。 ・医療保険の被保険者番号を個人単位化し、マイナンバーカードを健康保険証として活用できる仕組みを令和2年度から本格運用する。その実現のため、利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするため、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置を講ずる。法制化の過程においてこの認証の利用範囲について併せて検 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者証明用電子証明書のスマートフォンへの搭載については、スマートフォンのSIMカードへの搭載に向け実証を実施。現在、市場動向や技術動向を踏まえ、より広い範囲のユーザーに対して低コストでこのサービスを提供するため、他の方式について技術的課題等の検討を実施中。検討を踏まえ、できるだけ多くの住民が安価にスマートフォンを用いて公的個人認証サービスを利用するため必要な運用上・法制上の措置を講ずる予定。 ・オンライン資格確認の導入等の内容を含む健康保険法等の改正案¹¹及び利用者証明用電子証明書のPIN（暗証番号）入力を一定の場合には不要とする認証を可能とするための公的個人認証法の改正案¹²を平成31年通常国会に提出した。また、デジタル・ガバメント閣僚会議（平成31年2月15 | 内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（マイナンバー制度）、総務大臣 |

¹¹ 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案

¹² 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案

| | | | |
|--------|---|---|--|
| | <p>討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸籍事務、旅券事務、在外邦人管理業務、証券分野などの公共性の高い業務について、マイナンバー制度の利活用の在り方等の検討結果を踏まえ、結論を得る。その結論を得た後、必要な法制上の措置については、国民の理解を得つつ、平成 31 年通常国会への提出を目指す。 | <p>日開催)での議論を踏まえ、関係省庁においてマイナンバーカードの普及策やマイナンバーの利活用促進策について取りまとめるべく検討を進めているところ。</p> <p>・平成 31 年通常国会において、①罹災証明書の交付に関する事務や新型インフルエンザ予防接種に関する事務においてマイナンバーの利用を可能とするデジタル手続法案、②戸籍に関する情報を情報連携の対象とともに、電子的な戸籍記録事項の証明情報の発行を可能とする戸籍法の一部を改正する法律案、③振替機関において、加入者情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理とともに、支払調書提出義務者からの照会に応じて加入者のマイナンバーを提供することを可能とする所得税法等の一部を改正する法律案をそれぞれ提出。所得税法等の一部を改正する法律案については、平成 31 年 3 月 27 日に成立。</p> | 内閣総理大臣 (情報通信技術 (IT) 政策担当大臣、内閣府特命担当大臣 (金融、マイナンバー制度、防災))、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣 |
| 官データのオ | ・オープンデータ官民ラウンド | ・オープンデータ官民ラ | 内閣総理大 |

| | | | |
|-------------------------|--|--|---|
| 一 開 化 | テーブルで取り上げられた公開要望（飲食店関連、訪日外国人関連（出入国、免税購買等）、公共交通関連、交通事故関連（交通事故統計、通学路等）、犯罪発生状況関連、地質関連、災害情報関連（ハザードマップ、避難所等）について、官民データ活用推進基本計画に基づきデータ公開に取り組む。 | ウンドテーブルでの議論を踏まえ、公開するデータのフォーマット・公開粒度・公開形式等について、所管省庁において検討。 | 臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）、国家公安委員会委員長）、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 |
| デジタル・ガバメント推進のための体制・環境整備 | ・各府省の情報システム関係予算について、投資対効果を最大化するため、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理を強化する取組を現行制度上可能なものから開始するとともに、府省横断的な見地からより実効性のある審査機能が働く仕組みを構築するための検討を進め、令和2年度から試行的に開始する。 | ・令和2年度からの試行に向けて、平成31年2月から、政府における情報システムに関する予算・調達関係省庁会議において、具体的な検討を開始した。 | 内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣）、財務大臣 |

2. 次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る。」【57】⇒2018 年：3 位

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-------------------------------|--|---|--------|
| インフラの整備・維持管理の生産性向上 | <ul style="list-style-type: none"> 建設プロセスに ICT の全面的な活用等を推進する i-Construction の深化に向け、令和元年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理、建築分野を含む全てのプロセスに対象を拡大する。平成 30 年度において、中小事業者や自治体への適用拡大を進めるため、受注者への 3 次元施工データ提供など発注者側によるサポート体制の充実等を行う。 インフラに関わる管理台帳、工事記録、点検データ、センサーデータ、基盤地図情報、地盤情報等を共通中間データに変換して集約・共有可能とするインフラ・データプラットフォームの構築に平成 30 年度から着手し、劣化予測やライフサイクルコスト分析などのアセットマネジメント、施工管理の高度化に活用する。 | <ul style="list-style-type: none"> 土工に関連して実施する地盤改良、付帯構造物、床堀等へ、ICT 活用を拡大。ICT 土工については、累積 2,099 件で実施（平成 31 年 2 月末時点）。 令和元年度までに構築・分析の試行を目指して、データベース間のデータ連携や解析モデルの試作を実施。 | 国土交通大臣 |
| 交通・物流に関する地域の社会課題の解決と都市の競争力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> 地域の公共交通と物流について、オープンデータを利用した情報提供や経路検索の充実、スマートフォンアプリによる配車・決済等の ICT、自動走行など新技術の活用、見 | <ul style="list-style-type: none"> 新たなモビリティサービスのモデル構築については、都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会において、MaaS を中心とした新た | 国土交通大臣 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | <p>守りサービスや買物支援の導入、過疎地域での貨客混載、MaaS の実現など多様な分野との施策連携により、都市と地域の利用者ニーズに即した新しいモビリティサービスのモデルを構築する。</p> | <p>なモビリティサービスの実現に向けた検討を行い、平成 31 年 3 月に中間取りまとめを公表した。また、新たなモビリティサービスのモデル構築のための実証実験を支援する補助制度を創設した。</p> | |
|--|--|---|--|

3. PPP／PFI 手法の導入加速

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「10 年間（2013 年度～2022 年度）で PPP/PFI の事業規模を 21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業については、7 兆円を目指とする。」【61】

⇒2013 年度～2017 年度の事業規模

- ・PPP/PFI 事業：約 13.8 兆円
- ・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業：約 5.7 兆円

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|--------------------|--|---|--|
| コンセッション重点分野の取組強化等 | <ul style="list-style-type: none">・林業の成長産業化に向け、行政財産である国有林野の一定区域について、国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、民間事業者が長期・大ロットの立木の伐採・販売という形で使用収益できる権利を得られるよう、平成 31 年通常国会に向けて国有林野関連の所要の法律案を整備する。・北海道 7 空港の公共施設等運営事業において明らかとなつた国庫補助及び地方交付税上のイコールフッティングに関する措置について、関係省庁は速やかに整理し、地方公共団体に周知する。 | <ul style="list-style-type: none">・国有林野の有する公益的機能を維持しつつ、国有林野の一定の区域において、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、木材需要の拡大を行う川中・川下事業者との連携を条件として、意欲と能力のある林業経営者等に設定できるよう、平成 31 年通常国会に国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案を提出した。・空港にかかる国庫補助及び地方交付税上のイコールフッティングに関する措置について、関係省庁と調整を行い、各地方公共団体へ周知文書を発出した。 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣） 国土交通大臣 |
| 成果連動型民間委託契約方式の普及促進 | ・行政の財政コストを抑えながら、民間のノウハウ等を活用し、社会的課題の解決や行政 | ・平成 31 年度機構・定員要求において、成果連動型民間委託契約方式 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣） |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>の効率化等を実現する仕組みである成果連動型民間委託契約方式の活用と普及を促進するため、内閣府は関係省庁からの人材登用を拡大するとともに、制度の関係省庁からの人材を巻き込みながら必要な体制を整備する。</p> | <p>に係る要求が認められたところ、関係省庁と調整の上、必要な体制の整備を行う予定。</p> | <p>(少子化対策))、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣</p> |
|--|--|--|---|

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践」【68】

※進捗把握は、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定
《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面積の 8 割が担い手によって利用される（2013 年度末：48.7%）」【63】

⇒2018 年度末：56.2%

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する（2011 年産：16,001 円/60kg）」【64】

⇒2017 年産の担い手のコメの生産コスト

- ・個別経営¹³ 10,995 円/60kg (31%減)
- ・組織法人経営¹⁴ 11,859 円/60kg (26%減)

《KPI》「2019 年に農林水産物・食品の輸出額 1 兆円を達成する（2012 年：4,497 億円）」【70】 ⇒2018 年：9,068 億円

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|---------|---|--|--------|
| 農業改革の加速 | ・担い手に対する農地の集積・集約化を加速するため、これまでの取組の検証を踏まえ、農地中間管理機構を中心とした推進体制の確立、機構の手続の簡素化などの施策を講ずる。 | ・農地中間管理機構について、平成 30 年 11 月開催の農林水産業・地域の活力創造本部においてこれまでの取組の検証・評価を行い、これを踏まえ、機構による借入れ・転貸を市町村段階の計画で一括して権利設定可能な仕組みを創設するなど手續を簡素化するとともに、話し合いの場に農業委員・農 | 農林水産大臣 |

¹³ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積 15ha 以上層）

¹⁴ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約 22ha）

| | | | |
|------|--|--|--------|
| | <ul style="list-style-type: none"> 農業データの活用の基盤となる「農業データ連携基盤」を平成 31 年 4 月から本格的に稼働させる。 | <p>地利用最適化推進委員が農地の利用状況などの情報提供を行う等により、担い手への農地の集積・集約の加速化を図る農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案を平成 31 年通常国会に提出した。</p> <p>農業データ連携基盤について、現場の農業者の協力も得ながら、連携・共有・提供機能を活用した農業 ICT サービスに関する実証研究（小麦生産現場での活用プロジェクト等）を実施するとともに、農業データ連携基盤協議会に、広く様々な主体の参画を促し（平成 30 年 6 月末会員数 195→31 年 3 月末現在 342）、平成 31 年 4 月に本格稼働を開始する予定。</p> | |
| 林業改革 | <ul style="list-style-type: none"> 森林の経営管理を、意欲と能力のある事業者に集積・集約化するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行う新たな森林管理システムを創設する。 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな森林管理システムを創設する森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）が平成 30 年通常国会で成立し、平成 31 年 4 月から施行されることとなった。これに向け、関係政省令の公布や、市町村等向け説明会を 111 | 農林水産大臣 |

| | | | |
|-------|---|--|--------|
| | | 件実施した。 | |
| 水産業改革 | <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源を維持・回復し、適切に管理するため、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。 ・沖合・遠洋漁業の生産性の向上、国際競争力の強化につながるよう、資源管理の手法と合わせて漁業許可制度を見直す。 ・養殖・沿岸漁業の発展のため、海面利用に係る制度等を見直し、水域の適切かつ有効な活用と新規参入を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年臨時国会で漁業法等の改正法¹⁵が成立し、漁獲量の増大を目指し、最新の科学的知見による資源評価を踏まえ設定する資源管理目標に従い決定する漁獲可能量 (TAC) を基本に資源管理を行うシステムへの見直し、生産コストの削減や安全性・居住性・作業性を高めるため、漁獲割当て (IQ) の導入が進んだ漁船漁業について船舶の規模に係る制限を定めないこととするなどの漁業許可制度の見直し、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、利用されなくなった漁場については、協業化や地域内外からの新規参入を含め、水面の総合利用を図るなどの海面利用制度の見直し等が行われた。 | 農林水産大臣 |

¹⁵ 漁業法等の一部を改正する等の法律（平成 30 年法律第 95 号）

2. まちづくりと公共交通・ICT 活用等の連携によるスマートシティ実現

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年度末までに 800 の地方公共団体において、生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出する。」【73】

⇒272 団体（2018 年 3 月末）

《KPI》「2020 年度末までに地域の防災力を高める L アラート高度化システムや G 空間防災情報システムを、それぞれ 15 の都道府県、100 の地方公共団体に導入する。」【72】

⇒G 空間防災情報システム：72 団体（2018 年 3 月末）

②施策の主な進捗状況

| | | | |
|---------------------------|--|--|------|
| IoT の活用を通じた安全・安心なまちづくり | ・ 地域の防災力を高めるための L アラート高度化システムや G 空間防災システムについて、L アラート高度化システムの標準仕様案策定に向けた実証やそれぞれの普及啓発等を通じて、令和 2 年度までにそれぞれ 15 の都道府県、100 の地方公共団体への導入を図る。 | ・ 平成 30 年度実証実験を通じて、L アラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システムへ追加するための標準仕様を策定し、普及展開を図る予定。 G 空間防災システムについては、地域 IoT 実装推進事業により平成 30 年度 43 団体が導入。 | 総務大臣 |
| 地域コミュニティの活力向上を通じた新たなまちづくり | ・ 地域課題の解決を目指す地方公共団体に対して、地域 IoT の実装計画策定や実装事業の支援、分野横断的なデータ連携によるデータ利活用型の街づくりの推進等を実施することにより、令和 2 年度末までに 800 の地方公共団体において、健康づくり、教育等の生活に身近な分野での IoT を活用した取組を創出する。 | ・ 総務省「地域 IoT 実装状況調査」（平成 30 年度）において、272 団体が既に取組を実施。引き続き、計画策定支援、地域情報化アドバイザ一派遣などの人的支援、データ利活用ルールの明確化、実装事業の支援等を総合的に実施し、地方公共団体における地域 IoT の導入を推進。 | 総務大臣 |

3. 中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0%となることを目指す」【74】 ⇒2017 年 : 0.18%

《KPI》「2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす」【76】 ⇒2016 年度 : 954,546 社

《KPI》「開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す」【77】

⇒2017 年度 : 開業率 5.6%、廃業率 3.5%

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|---|---|---|----------------------|
| 中小企業・小規模事業者の IT などの先端設備の投資促進（横の軸）/各業種における生産性向上の具体的な取組の促進（縦の軸） | <ul style="list-style-type: none">平成 30 年 5 月に成立した生産性向上特別措置法に基づき創設した固定資産税の負担減免の措置について、自治体の自主性に配慮しつつ、活用を促進するとともに、これに積極的に取り組む自治体に所在する中小企業・小規模事業者に対して、「ものづくり・商業・サービス補助金」などの支援施策との相乗効果が發揮されるよう取り組む。生産性向上に必要な IT 導入 | <ul style="list-style-type: none">生産性向上特別措置法が平成 30 年 6 月 6 日に施行された。本法に基づき、平成 31 年 2 月末時点で、1,606 自治体が固定資産税をゼロとする措置を実現した。また、平成 30 年 12 月末時点で、固定資産税をゼロとする措置を実現した自治体において、17,868 件の先端設備等導入計画が認定され、計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で 47,865 台、約 5,076 億円の設備投資が見込まれている。 さらに、「ものづくり・商業・サービス補助金」（平成 29 年度補正予算事業）において、11,989 者を採択した。「サービス等生産性向 | 経済産業大臣 総務大臣、財 |

| | | | |
|-----------------------|--|---|--------------------------------------|
| | <p>を強力に支援するため、平成30年2月に設立した「中小サービス等生産性戦略プラットフォーム」や、認定情報処理支援機関を活用し、身近な支援機関におけるサイバーセキュリティを含むITリテラシーの向上を図ること等により、中小企業の経営改善と連携したIT支援体制を強化する。</p> | <p>上 IT 導入支援事業」（平成 29 年度補正予算事業）により約 6.2 万件を支援した。</p> <p>また、IT 活用を支援する認定情報処理支援機関を 269 機関認定（平成 31 年 3 月末時点）するなどにより、IT ベンダーや IT ツールの見える化等に取り組んだ。</p> | 務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 |
| 円滑な事業承継や創業支援等、適切な新陳代謝 | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代を通じた生産性向上を図るため、今後 10 年程度を集中実施期間として取組を強化する。抜本拡充された事業承継税制に加え、M&A の支援強化等、承継前後のシームレスな支援を実施する。小規模事業者・個人事業主の承継に係る予算や税といった総合的な支援や大企業・中堅企業との連携等を進める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年から、法人の事業承継税制を抜本的に拡充し、平成 30 年度においては 2,930 件（平成 31 年 4 月末時点の集計値）の申請があった。 また、個人事業者の集中的な事業承継を後押しするため、令和元年度税制改正では、10 年間の时限措置として、土地、建物、機械・器具備品等の承継時の贈与税・相続税の 100% 納税猶予制度を創設した。 | 財務大臣、経済産業大臣 |
| 中小企業支援機関の強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関が、過度に担保・保証に依存せず事業性評価や生産性向上に向けた経営支援に十分取り組むよう、以下の施策を通じて、金融仲介機能の適切な発揮を促す。 <ul style="list-style-type: none"> —金融機関による顧客企業の価値向上に資するアドバイ | <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）について | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、財務大臣、経済産業大臣 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | <p>スやファイナンスの提供を促進するため、事業承継時も含めた「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会策定）の活用状況をはじめとする各金融機関の金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）の素案を平成30年夏を目途に策定し、金融機関の「見える化」を推進する。</p> | <p>は、昨年9月に、共通ベンチマークを基に金融機関の定義の差異等に留意して検討していく旨、周知したところ。</p> <p>定義をそろえ客観性・比較可能性を確保しつつ、各行の特性・特色ある取組を尊重・促していくことを両立する観点から、詳細等につき検討を行っていく。</p> | |
|--|--|--|--|

4. 観光・スポーツ・文化芸術

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。」【80】 ⇒2018 年：3,119 万人
《KPI》「訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。」【81】 ⇒2018 年：4 兆 5,189 億円
《KPI》「2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す。」【90】
⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|------|---|---|-------------|
| 観光 | ・次世代の観光立国実現のための財源の活用 「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」 (平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定)に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。 | ・国際観光旅客税の使途については、平成 30 年通常国会で一部改正した国際観光振興法 ¹⁶ や「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について」(平成 29 年 12 月 22 日観光立国推進閣僚会議決定、平成 30 年 12 月 21 日一部改正)に基づき、平成 30 年度予算においては、CIQ 体制の整備などに充当し、平成 31 年度予算においては、出入国手続きの高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充など特に新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとした。 | 財務大臣、国土交通大臣 |

¹⁶ 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（平成 9 年法律第 91 号）

| | | | |
|------------------|---|---|--|
| スポーツ産業の未来開拓 | <p>・スタジアム・アリーナについて、類型ごとの課題の共有を行うとともに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置、地元の合意形成を担う人材の確保策等の検討など、個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等が連携して行う。また、スポーツ以外のコンテンツを有する民間事業者ニーズの反映方策やスタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討を開始する。</p> | <p>・平成 30 年 6 月に設置したスタジアム・アリーナ改革の推進に係る相談窓口や先進事例形成支援(平成 31 年 3 月末までに 15 件)等を通じて、各地域の課題や個別ニーズに応じた支援を行った。</p> <p>運営・管理者やコンテンツホルダーの視点でスタジアム・アリーナの事業効果を最大化するための手法や検討ポイントを整理した「スタジアム・アリーナ運営・管理計画検討ガイドライン」を平成 30 年 7 月に取りまとめた。</p> | 内閣総理大臣(まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(地方創生))、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣 |
| 文化芸術資源を活用した経済活性化 | <p>・文化を発想の起点として広範な課題とその解決の方向性について、文化関係者と産業界とが対話する場を設置し、高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る。劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る。こうした取組により、文化による国家ブランド戦略の構築と文化 GDP の拡大を図る。</p> | <p>・「文化経済戦略」(平成 29 年 12 月 27 日内閣官房・文化庁策定)に基づき、本戦略を推進するための主要施策を盛り込んだ「文化経済戦略アクションプラン」を平成 30 年 8 月に取りまとめた。今後、文化関係者と産業界とが対話する場を設置することを検討。</p> | 内閣総理大臣(内閣官房長官、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣、内閣府特命担当大臣(クールジャパン戦略、知的財産戦略、地方創生))、総務大臣、法務 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | 大臣、外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 |
|--|--|--|---|

II. 経済構造革新への基盤づくり

[1] データ駆動型社会の共通インフラの整備

1. 基盤システム・技術への投資促進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年までに、情報処理安全確保支援士登録数3万人超を目指す。」
【93】⇒2018年10月1日：17,360人

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|--------------|---|---|----------------------------|
| データ連携活用基盤の構築 | <ul style="list-style-type: none">平成30年5月に成立した生産性向上特別措置法に基づく産業データ活用事業認定制度に係る制度整備を行い、「自動走行・モビリティサービス」「ものづくり・ロボティクス」「バイオ・素材」などのConnected Industriesの重点分野を中心に、地図データ、素材データ、保安データ等について、協調領域における産業データの共有・連携事例の拡大を図るとともに、実装支援を強化する。個人の指示又はあらかじめ指定した条件に基づき、当該個人に代わり妥当性を判断した上で第三者へのパーソナルデータの提供を行う情報信託機能について、平成30年度中の民間団体等による任意の認定スキームの運用開始を目指す。 | <ul style="list-style-type: none">生産性向上特別措置法における産業データ活用事業認定制度を平成30年6月から施行。革新的データ産業活用計画については、49件の計画を認定。(平成31年3月末日現在) データの共有・連携事例の拡大については、平成29年度補正予算事業において、Connected Industries重点分野における複数事業者間でのデータ共有を行う事業25件や大企業とベンチャー企業の共同でAIシステムを開発する事業25件を支援。平成30年12月から、一般社団法人日本IT団体連盟による認定業務が開始。また、情報信託機能を活用した事業を運営する者の参考となる手引き書を作成。 | 総務大臣、経済産業大臣 総務大臣、経済産業大臣 |

| | | | |
|---------------|---|---|---|
| | すとともに、実証事業等を通じ必要なガイドラインを取りまとめる。 | | |
| サイバーセキュリティの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年夏に策定する「次期サイバーセキュリティ戦略」において、「任務保証」、「リスクマネジメント」及び「参加・連携・協働」の3つの観点からの取組を推進するという「持続的な発展のためのサイバーセキュリティ」を基本的な在り方として盛り込み、サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針や推進体制等の明確化を図る。 ・その上で、「次期サイバーセキュリティ戦略」に基づき、情報共有体制の構築、人材育成・確保、国民に対する情報発信、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた態勢整備等に政府一丸となって取り組む。 | <ul style="list-style-type: none"> ・新たな「サイバーセキュリティ戦略」を、平成30年7月27日に閣議決定。これに基づく年次計画を策定し、各種施策を実施。 特に、従来の枠を超えた情報共有体制の構築については、協議会を創設し、構成員の守秘義務の適用等を盛り込んだサイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律（平成30年法律第91号）が平成30年12月5日に成立し、同法の施行のため、平成31年3月8日に、関係者との連絡調整に関する事務を委託することができる法人を定めたサイバーセキュリティ戦略本部令の一部を改正する政令等が閣議決定されたほか、当該協議会を立ち上げるための取組を実施した。また、人材育成・確保については、「サイバーセキュリティ人材育成取組方針」（平成30年6月7日サイバーセキュリティ戦略本部報告）を取りまとめ、「サイバーセキュリティ戦 | 内閣総理大臣（情報通信技術（IT）政策担当大臣、サイバーセキュリティ戦略本部に関する事務を担当する国務大臣、国家公安委員会委員長）、総務大臣、外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣 |

| | | | |
|----------------|--|---|------|
| | | <p>略」に反映した。国民に対する情報発信については、情報発信・相談窓口の充実などを盛り込んだ「サイバーセキュリティ意識・行動強化プログラム」を平成31年1月24日に決定した。さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、情報共有とインシデント発生時の対処支援調整等を担うサイバーセキュリティ対処調整センターを構築するための取組を実施した。</p> | |
| 新たな技術・ビジネスへの対応 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年夏頃までに必要な技術基準を策定した上で平成31年3月末頃までに周波数割当てを行って5Gの地方への速やかな普及展開を推進するとともに、5GやIoTなどの高度無線環境を支える光ファイバ網等の整備の在り方について検討を行い、平成30年夏頃までに結論を得る。 | <ul style="list-style-type: none"> 5Gについては、平成30年7月に5Gの技術基準を策定。平成31年1月には、2年以内に全都道府県でサービスを開始することなどの審査基準項目を設けた「5Gの導入のための特定基地局の開設に関する指針」を制定。同指針を踏まえた事業者からの申請の審査を行い、平成31年4月にも、周波数の割当てを行う予定。 平成30年8月に総務省「ICTインフラ地域展開戦略検討会 最終取りまとめ」を公表。検討の結果等を踏まえ、5G | 総務大臣 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | や IoT などの高度無線環境を支える光ファイバ網を整備する「高度無線環境整備推進事業」を平成 31 年度から実施する予定。 | |
|--|--|--|--|

2. AI 時代に対応した人材育成と最適活用

2-1. AI 時代に求められる人材の育成・活用

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「AI 分野等に係る職業実践力育成プログラム(BP)認定数を 2023 年度までに倍増する。」【106】 ⇒2019 年 4 月時点 : 10 課程 (2019 年 10 月時点で 14 課程となることが決定しており、目標を達成)

《KPI》「無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%とする。」【99】 ⇒2017 年 : 38.3%

《KPI》「学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3 クラスに 1 クラス分程度整備する。」【100】 ⇒2017 年度 : 児童生徒 5.6 人に 1 台

《KPI》「新たな IT パスポート試験の受験者数を 2023 年度までに 50 万人とする。」【96】 ⇒新たに試験を整備 (2019 年度開始)

《KPI》「第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を 2020 年度までに 100 講座とする。」【105】 ⇒2019 年 4 月時点 : 54 講座

《KPI》「大学・専門学校等での社会人受講者数を 2022 年度までに 100 万人とする。」【107】 ⇒2016 年 : 約 50 万人

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|--------------------|--|--|--------------|
| 大学等における AI 人材供給の拡大 | ・AI を含む工学分野における学科・専攻の縦割りの見直しや工学以外の複数の専攻分野を組み合わせた教育課程（メジャー・マイナー制）に関する大学設置基準の改正を行い、来年度から実現するとともに、工学系基礎教育において情報教育等を行うモデル・コア・カリキュラムの策定など、工学系教育改革を実現する。 | ・工学系分野における学科・専攻の縦割りの見直し等を促進するため、大学設置基準及び大学院設置基準の一部を改正する省令（平成 30 年文部科学省令第 22 号）を平成 30 年 6 月 29 日に公布・施行した。また、工学系教育改革に向けた実証検証を行う文部科学省補助事業において、工学基礎教育のモデル・コア・カリキュラムの開発等を 4 大学において実施。 | 文部科学大臣 |
| 初等中等教育段階における | ・令和 2 年度から全ての小学校でプログラミング教育を効果 | ・「小学校プログラミング教育の手引」や未来 | 総務大臣、文部科学大臣、 |

| | | | |
|----------------------------------|---|---|--------------------------|
| AI 教育の強化 | <p>的に実施するために、平成 31 年度から教員が教材や指導方法等に習熟できるよう、未来の学びコンソーシアムの活動等により、全国の教育委員会や学校、企業等と協働して、ポータルサイト等を活用しながら教材開発や教員研修の質の向上を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線 LAN や学習者用コンピュータ等の必要な ICT 環境を令和 2 年度までに整備するため、平成 29 年末に示した ICT 機器の整備方針に基づく ICT 機器の機能等や効率的な調達方法、わかりやすく「見える化」した各市町村等の整備状況等について教育委員会だけでなく首長等に対して周知するなどにより、地方自治体における整備を加速化させる。 | <p>の学びコンソーシアムが運営するポータルサイトを通じて指導例を提示するなど、指導方法等の普及を図るとともに、教員研修用教材の作成を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国 ICT 教育首長協議会」と連携して全国の首長への PR 活動を行うとともに、各自治体において首長と教育委員会が議論する場である総合教育会議を活用して首長に理解を求めるなどを促した。 | <p>経済産業大臣 文部科学大臣</p> |
| 大学等におけるリカレント教育等を活用した AI 人材等の裾野拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学や専修学校等における社会人向け短期教育プログラムや放送大学、MOOCs 等を活用したオンライン講座などのリカレント教育を大幅に拡充するとともに、リカレントセンター等の設置や教育能力も含め質の高い実務家教員の確保、専門職大学院と産業界との連携構築など、大学等でリカレント教育を行う体制を整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学や専修学校等における社会人向け短期プログラムを制度化し、平成 31 年度から開講できるように措置した。また、放送大学の実務型プログラム等を充実するとともに、リカレント教育や実務家教員育成に関する产学研共同教育の場やプログラムの提供等を開発するための事業を実施することとした。 <p>さらに、専門職大学院と産業界等の連携を</p> | <p>文部科学大臣</p> |

| | | |
|--|---|----------------------|
| | <p>強化する観点から、学校教育法等を改正し、当該職業に関連する事業を行う者等の協力を得て教育課程を編成、実施する仕組みを創設した(平成31年4月1日施行)。</p> <p>・専門実践教育訓練給付の対象として専門職大学等の課程を位置付けるとともに、平成30年10月以降に大学等の職業実践力育成プログラム(18講座新規指定)、専修学校の職業実践専門課程等(120講座新規指定)及び第四次産業革命スキル習得講座(30講座新規指定)についてそれぞれ対象講座を拡大した。</p> | 文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣 |
|--|---|----------------------|

2-2. 人材の最適活用に向けた労働市場改革

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020年：転職入職率 9.0%」【120】 ⇒2017年：8.6%

《KPI》「2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10%」【109】

⇒2018年：4.1%

《KPI》「2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15%」【110】

⇒2018年：11.2%

《KPI》「2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55%」【112】

⇒2015年：53.1%

《KPI》「2020年：テレワーク導入企業を2012年度比で3倍」【123】

⇒2018年：19.1%

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|---------------------|---|--|---------------------------------|
| ダイバーシティの推進 | ・女性活躍推進法 ¹⁷ （平成27年法律第64号）について、附則に基づく「施行後3年の見直し」に着手し、平成30年度中に結論を得る。見直しにおいては、管理職への女性の登用、多様で柔軟な働き方の導入、仕事と家庭生活との両立やキャリア形成への支援等について、数値目標設定や情報開示の拡大、取組状況に応じた企業へのインセンティブの充実等について検討する。 | ・女性活躍推進法について、行動計画策定や情報公表の義務対象となる事業主の拡大、情報公表の強化、女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度の創設等を盛り込んだ改正法案を、平成31年通常国会に提出した。 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（男女共同参画）、厚生労働大臣 |
| 生産性を最大限に發揮できる働き方の実現 | ・時間外労働の上限規制や年次有給休暇についての使用者による時季指定の導入、勤務間インターバル制度の普及促進等により、長時間労働を是正する。また、働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業に対する支援等 | ・働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）を平成31年4月から施行する（ただし、一部の規定については令和2年度以降施行）。 | 厚生労働大臣 |

¹⁷ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

| | | | |
|--|------|--|--|
| | を行う。 | また、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者が雇入れにより雇用管理改善を達成した場合の助成金を平成31年4月に創設。 | |
|--|------|--|--|

2－3. 外国人材の活躍推進

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。」

【125】

⇒ポイント制の導入（2012 年 5 月）から 2018 年 12 月までに高度外国人材と認定された外国人数は 15,386 人

《KPI》「2020 年までに外国人留学生の受け入れを 14 万人から 30 万人に倍増（「留学生 30 万人計画」の実現）」【124】

⇒我が国の大学・大学院など高等教育機関における外国人留学生数は 208,901 人（2018 年 5 月時点）

※日本語教育機関に在籍する外国人留学生 90,079 人を加えると 298,980 人（2018 年 5 月時点）

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|---------------|--|---|---------------------|
| 高度外国人材の受け入れ促進 | <ul style="list-style-type: none">外国人起業家の更なる受け入れ拡大に向けて、起業に向けた準備のため最長 1 年間の在留期間を付与するなどの入国管理制度上の措置を講ずるとともに、起業活動実施状況の確認、相談体制の構築等の管理・支援施策を実施するなど、起業活動を支援する「スタートアップ・プログラム（仮称）」を平成 30 年中に開始する。「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。 | <ul style="list-style-type: none">平成 30 年 12 月 28 日に、地方公共団体が外国人起業活動促進事業を行うための手続等を定めた告示¹⁸を施行した。また、同告示に従って地方公共団体から起業のための支援を受ける外国人起業家に対し、1 年を超えない期間で「特定活動」の在留資格をもって入国・在留することを認める告示を同日に施行した。「高度人材ポイント制」における特別加算の対象大学の拡大については、従前の特別加算の基準を緩和し、従 | 法務大臣、経済産業大臣 法務大臣 |

¹⁸ 外国人起業活動促進事業に関する告示（平成 30 年経済産業省告示第 256 号）

| | | | |
|-------------|---|---|------|
| | | 来の 13 校から 100 校以上に対象を拡大する告示を、平成 31 年 3 月に施行。 | |
| 新たな外国人材の受入れ | ・ 真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。 | ・ 平成 30 年臨時国会において、新たな在留資格の創設を盛り込んだ出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）が成立し、同年 12 月 14 日に公布。その施行に向け、基本方針、分野別運用方針を同月 25 日に閣議決定。関係政省令及び告示を平成 31 年 3 月までに公布し、同年 4 月 1 日に施行。 | 法務大臣 |

3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援

3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増とすることを目指す。」【130】

⇒1,361 億円（2017 年度実績）

《KPI》「2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4 % 以上とする」【132】 ⇒3.48%（2017 年度実績）

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-----------------------|--|---|---|
| 大学改革等による知的集約 産業の創出 | <ul style="list-style-type: none">・経営基盤の強化と効率的な経営の推進のため、国立大学の一法人複数大学制の導入、経営と教学の機能分担等にかかる国立大学法人法等の改正について平成 31 年通常国会への提出を念頭に作業を行う。・研究大学を中心とした国立大学に対し、民間資金の獲得等に応じ、評価を通じた運営費交付金の配分のメリハリ付け等によるインセンティブの仕組みについて平成 30 年度中に検討し、早急に試行的に導入を行う。 | <ul style="list-style-type: none">・国立大学法人が「一法人複数大学制」を主体的に選択できる制度を創設するほか、経営と教学の分担を選択可能とし、外部理事の複数登用を義務化するなどの国立大学法人法等の改正¹⁹について、平成 31 年通常国会に提出した。・国立大学法人運営費交付金の一部において、外部資金獲得実績など成果を中心とする実績状況に基づく配分を平成 31 年度から導入した。 また、平成 31 年度から、外部資金獲得実績に応じてインセンティブを付与する国立大学イノベーション創出環境強化事業を実施することとした。 | 文部科学大臣 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、文部科学大臣 |

¹⁹ 学校教育法等の一部を改正する法律案（平成 31 年閣法第 22 号）

3-2. ベンチャー支援強化

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す」【135】

⇒2015 年～2017 年の 3 か年平均：0.030%

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|------------|---|--|--|
| イノベーションと創業 | <ul style="list-style-type: none">・国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充するとともに、政府全体で先進技術の導入や中小・ベンチャー企業の活用を促進するための省庁向けガイドラインを平成 30 度中に策定する。・ベンチャー企業の特許について、平成 30 秋までに、原則 1 か月以内に 1 次審査結果を通知できる（「スーパー早期審査」）体制を整備するとともに、審査官と相対で直接意思疎通を図る面接等を行い、ベンチャー企業が活用しやすい権利の取得を支援する取組を開始する。 | <ul style="list-style-type: none">・一部の公共調達案件において、J-Startup 選定企業の入札機会の拡大を図ったほか、公共調達における中小・ベンチャー企業の活用促進に向けたガイドラインの策定に向けて取り組み、平成 31 年 4 月 1 日に策定した。・平成 30 年 7 月から、ベンチャー企業であって、実施関連出願である場合には、既存のスーパー早期審査にあつた「外国関連出願」を満たさない場合にも活用できる「ベンチャー対応 スーパー早期審査」に加え、1 次審査結果通知前に審査官との相対での面接を実施できる「ベンチャー企業対応 面接活用早期審査」を開始した。 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（科学技術政策）、経済産業大臣、国土交通大臣 経済産業大臣 |

4. 知的財産・標準化戦略

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする。」【140】 ⇒2017 年度：平均 14.1 月

《KPI》「中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15% とする。」【136】 ⇒2017 年度：15%

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。」【139】 ⇒2018 年度実績：19 件

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|------------|--|---|---|
| 知的財産・標準化戦略 | <ul style="list-style-type: none">・ IoT、AI、ビッグデータなどの新技術による社会変革（イノベーション）を促進する「デザイン経営」の奨励及びブランド形成に資するデザインの保護等の観点から、意匠制度をはじめ他の知的財産権に係る法制度の見直しを含め、「デザイン経営」に資する制度の在り方や奨励する方策について検討し、必要な措置を講ずる。・「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」（平成 30 年 4 月 13 日知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議決定）を踏まえ、正規版流通の拡大のほか、サイトブロッキングに係るものを受け、必要な法整備の在り方や国民への著作権教育を含む方策について検討する。 | <ul style="list-style-type: none">・現行の意匠制度をはじめ他の知的財産権制度の在り方について、平成 30 年 8 月以降、意匠制度小委員会等にて検討を進め、平成 31 年 2 月に報告書を取りまとめ、平成 31 年通常国会に法案を提出した。・「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」において、インターネット上の海賊版に対する総合対策について集中的に議論を行った。これを受け、効果的な著作権教育、正規版の流通促進、検索サイト対策、海賊版サイトへの広告出稿の抑制等の対策、フィルタリング、海賊版サイトへのアクセス時に警告を | 経済産業大臣 内閣総理大臣（内閣府特命大臣（知的財産戦略）、国家公安委員会委員長） 総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | 表示する「アクセス警 告方式」の導入やリー チサイト規制及び侵害 コンテンツのダウンロ ード違法化の検討な ど、関係省庁等におい て必要な取組が順次進 められている。 | |
|--|--|--|--|

[2] 大胆な規制・制度改革

1. サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

○ 施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|----------------------------|---|--|--|
| 新技術等の社会実装に向けた政府横断・一元的体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 内閣官房は、内閣府と連携して、「新技術等実証」を実施すべく規制の「サンドボックス」制度を活用する者の申請を幅広く一元的に受け付けるための窓口（新技術等社会実装推進チーム（仮称））を設け、民間事業者からの申請に対する事前相談（新技術等の革新性の確認、新技術等関係規定の確認・整理、主務大臣の確認等）をきめ細かく行うものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年 6 月 6 日に新技術等社会実装推進チーム（規制のサンドボックス制度 政府一元的総合窓口）を設置、民間事業者からの申請に対する事前相談をきめ細かく行っている。 | 内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（経済財政政策、地方創生、規制改革）、経済産業大臣 |
| プラットフォーム選択環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> 新たなプラットフォーム型ビジネスが次々と創出され、活発な競争が行われる環境を整備するため、利用者が最も使いやすいプラットフォームを選択でき、中小企業やベンチャーを含めた公正かつ自由な競争環境が確保されるための取組を検討する。 このため、既存の縦割の業規制からサービス・機能に着目した規制体系への転換の在り方や、特定のプラットフォームからいつでもユーザーが移籍できるデータポータビリティやオープンに接続されることが可能な API 開放等を含め、公正かつ自由で透明な競争環境の整備、イノベーション促進のための規制緩和（参 | <ul style="list-style-type: none"> 競争政策、情報政策、消費者政策などの知見を有する学識経験者等からなる「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」を平成 30 年 7 月に設置し、デジタル・プラットフォーマーを取り巻く課題や対応について検討を実施。同年 12 月に検討会の中間論点整理を公表するとともに、「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」を策定。 <p>これに沿って具体的</p> | 内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、総務大臣、経済産業大臣 |

| | | | |
|---------------------------|--|--|--|
| | 入要件の緩和等)、デジタルプラットフォーマーの社会的責任、利用者への公正性の確保等について、関係省庁で検討し、平成30年中に基本原則を定め、これに沿った具体的措置を早急に進める。 | 措置を検討しているところ。 | |
| 経済社会構造の変化に対応した競争政策の在り方の検討 | ・地域における人口減少等による需要減少や、グローバル競争の激化など、経済・社会構造そのものが大きく変化する中、地域にとって不可欠な基盤的サービスの確保、地域等での企業の経営力の強化、公正かつ自由な競争環境の確保、一般利用者の利益の向上等を図る観点から、競争の在り方について、政府全体として検討を進め、平成30年度中に結論を得る。 | ・「経済政策の方向性に関する中間整理」(平成30年11月26日 未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議)において、「地域経済の実情を踏まえ、地方銀行・乗合バス等の地方基盤企業の統合・強化・生産性向上を図るため、地方基盤企業の経営統合に対する独占禁止法の適用の在り方（新たな制度創設または予測可能性をもって判断できるような透明なルールの整備）」等を検討することとした。 | 内閣総理大臣（経済再生担当大臣、公正取引委員会に関する事務を担当する内閣府特命担当大臣）、内閣府特命担当大臣（金融）、経済産業大臣、国土交通大臣 |

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

①KPI の主な進捗状況

《KPI》「大企業（TOPIX500）のROAについて、2025年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す」【141】

⇒日本（TOPIX500）：4.0%、米国（S&P500）：6.2%、
　　欧州（BE500）：4.2%

※いずれも2018年4月から2019年3月の期間における各企業の年次決算について2019年5月下旬時点で算出。

②施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|---------------|--|---|--|
| コーポレートガバナンス改革 | <ul style="list-style-type: none">・環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客觀性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保（ジェンダーや国際性の面を含む）、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。・企業グループ全体の価値向上を図る観点から、グループ経営において「守り」と「攻 | <ul style="list-style-type: none">・平成30年6月にコーポレートガバナンス・コードを改訂し、「投資家と企業の対話ガイドライン」を策定した。 また、コーポレートガバナンス・コード改訂を踏まえ、平成30年9月、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン）」の改訂を行った。平成31年2月に、上場会社等における社外取締役の設置の義務付け等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。・CGS研究会（2期）の議論を踏まえ、上場子会社を含めたグループ | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）、法務大臣、経済産業大臣） 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣） |

| | | | |
|--------------------------------|--|--|-----------------------------------|
| | <p>め」両面でいかにガバナンスを働かせるか、事業ポートフォリオをどのように最適化するかなど、グループガバナンスの在り方に関する実務指針を平成31年春頃を目途に策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社株対価のM&Aの促進のため、産業競争力強化法²⁰改正により創設された税制・会社法（平成17年法律第86号）に関する特例措置の利用を促すとともに、会社法において、自社株対価M&Aに関する新たな規律を設けることについて、法制審議会に設置した部会において検討を行い、平成30年度中に結論を得る。 | <p>ガバナンスの在り方を示す「グループ・ガバナンス・システムに関する実務指針」を令和元年6月に公表する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法改正により創設された税制・会社法に関する特例措置の活用を促進するため、企業関係者向けセミナーでの講演、新聞や専門メディアへの掲載等の周知活動を実施している。 <p>平成31年2月、自社株対価M&Aに関する新たな規律である株式交付制度の創設等を内容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。</p> | (金融)、法務大臣、経済産業大臣 法務大臣、経済産業大臣 |
| 建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略やガバナンス情報を含む企業と投資家の建設的な対話に資する上場企業の情報開示について、令和元年前半までを目途に、金融審議会での結論を踏まえた取組を実施するとともに、引き続き、開示の在り方について総合的な検討を行う。 ・株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した部会にお | <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年1月に企業内容等の開示に関する内閣府令を改正するとともに、同年3月に「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表した。 ・平成31年2月に、株主総会資料の電子提供制度の創設等を内 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融））、法務大臣、経済産業大臣 |

²⁰ 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）

| | | | |
|-----------|--|---|-----------------------|
| | <p>いて検討を行い、平成 30 年度中に結論を得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(平成 29 年 12 月 28 日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定) を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、平成 30 年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。 ・関係機関等と連携し、国際会計基準 (IFRS) への移行を容易にするための更なる取組を進めることにより IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。また、監査に関する情報提供の充実に向けた更なる取組を検討するとともに、監査法人のローテーション制度について調査研究を行う。 | <p>容とする会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱が取りまとめられ、法制審議会総会での答申を得た。</p> <p>・平成 30 年 12 月に、「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定) を公表し、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を提示した。</p> <p>・ IFRS 任意適用企業数（適用予定を含む）は、平成 31 年 3 月末時点で 213 社、全上場企業の時価総額の 34.7%。 監査報告書の透明化について、平成 30 年 7 月に監査基準を改定し、平成 31 年 1 月に「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を公表した。</p> | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（金融）） |
| 中長期的投資の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・金融安定理事会 (FSB) の気候変動関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) などの国際的な開示要請の潮流を踏まえ、改定した環境報告ガイドライン | <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 6 月に公表した「環境報告ガイドライン 2018」を補完する環境報告のための解説書を平成 31 年 3 | 環境大臣 |

| | | | |
|------------------------------|---|---|-----------------------|
| | <p>ンを平成 30 年 6 月に公表し、ガイドラインの内容を補完・補足するための手引及び解説書を平成 30 年度中に発行する。また、平成 30 年度中に TCFD 提言に対応する企業を選定して助言など支援を実施する。</p> | <p>月に発行した。</p> | |
| 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、株式・社債等について令和元年中の T+2 化の着実な実施を促す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年 7 月、株式等の決済期間短縮化 (T+2 化) が実施される予定。 | 内閣総理大臣(内閣府特命担当大臣(金融)) |

3. 国家戦略特区の推進

○施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-----------------|--|---|-------------------------|
| バーチャル特区型指定制度の活用 | <ul style="list-style-type: none">・国家戦略特区について、「地方創生型バーチャル特区」型指定を取り入れ、特定メニューについて、既存の特区エリアを超えた、横連携での実証を可能とする。また、近未来技術型バーチャル特区の指定制度についても、検討を行い、平成30年度内に結論を得る。 | <ul style="list-style-type: none">・平成30年6月14日開催の第35回国家戦略特区諮問会議における議論を踏まえ、特定の規制改革事項の全国展開に向けて、地域間連携により、効率的・効果的に実証事業を行う「特定事業連携型指定」を新たに設けるため基本方針を改正予定。具体的には、平成30年12月17日開催の第37回国家戦略特区諮問会議において、遠隔服薬指導についてバーチャル特区制度活用の方針を決定。 | 内閣総理大臣（内閣府特命担当大臣（地方創生）） |

[3] 海外の成長市場の取り込み

① KPI の主な進捗状況

《KPI》「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年 : 18.9%) を目指す。」

【147】⇒2018 年度末時点 : 51.6%

※日本の貿易総額に占める、2018 年度末時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合 (2018 年貿易額ベース)

※4 本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中 (交渉中のものを含めると 86.2%)

《KPI》「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する。」【150】 ⇒2018 年末時点 : 30.7 兆円

《KPI》「2020 年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額 2010 年比 2 倍を目指す。」【149】

⇒2016 年度 : 20.6 兆円 (2010 年度 : 12.8 兆円)

《KPI》「2020 年に約 30 兆円 (2010 年 : 約 10 兆円) のインフラシステムの受注を実現する。」【142】 ⇒2016 年 : 約 21 兆円

※KPI は事業投資による収入額等」を含む

《KPI》「2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。」【151】 ⇒2017 年度 : 444.5 億円

② 施策の主な進捗状況

| 施策項目 | 施策の内容及び実施期限 | 進捗及び実施の状況 | 担当大臣 |
|-----------------------------|---|--|--------|
| 「Society 5.0」の国際展開と SDGs 達成 | ・大企業、中小企業、ベンチャーを含む我が国企業に加え、必要に応じ外国企業も参画する形で、「Society 5.0」を海外において実現する、代表的な民間プロジェクトの組成を促し、各省庁の施策によりこれを支援していく。 | ・平成 30 年 7 月に世界経済フォーラム (WEF) 第四次産業革命日本センターが、WEF、一般財団法人アジア・パシフィック・イニシアティブ及び経済産業省との連携の下設立。同センターが、ヘルスケア、スマートシティ及びモビリティの 3 つの分野にて官民のプロジェクトチームを立ち上げ、プロジェクトの具体化を進めている。 | 経済産業大臣 |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 日本企業の国際展開支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム輸出戦略」（平成 30 年度改訂版）（平成 30 年 6 月 7 日経協インフラ戦略会議決定）に盛り込まれた施策を着実に実施するとともに、外交戦略にも留意しつつ、ソフトインフラ支援の充実等を通じ、官民一体となって競争力の強化に取り組み、本邦企業による受注を促進する。 ・【経済連携交渉】自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、平成 30 年 3 月 8 日に署名に至った TPP11 協定の早期発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、平成 29 年 12 月に交渉妥結に至 | <ul style="list-style-type: none"> ・様々な外交機会の活用及び多国間のルール形成等を通じ「質の高いインフラ」の普及に努めるとともに、その整備を幅広く支援するファシリティを国際協力銀行（JBIC）に新設した。 また、第三国連携、他国政府・政府機関との情報共有・協力関係強化、途上国での法整備支援等を進めた。 さらに、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成 30 年法律第 40 号）を施行し、案件形成から完工後の運営・維持管理まで一貫した取組を可能としたところ。 公的金融支援を受けた企業の出資持分の譲渡容認明確化及び円借款の本邦技術活用条件等に係る制度改善を実施した。 ・TPP11 が平成 30 年 3 月 8 日に 11 か国で署名され、12 月 30 日に発効した。また、同年 7 月 17 日に日 EU・EPA が署名され、平成 31 年 2 月 1 日に発効した。引き続き、TPP11、日 EU・EPA の着実な実施、 | 総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣 内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全））、総務大臣、法務大臣、外務大臣 |
|-------------|--|--|--|

| | | | |
|--|---|---|---|
| | <p>った日 EU・EPAについても、早期署名・発効を目指す。このほか、RCEP、日中韓FTAを含む経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。</p> <p>【投資関連協定】現在交渉中の協定を含めると合計92の国・地域をカバーする見込みである。平成30年内に、相手国と協議の上、更に6か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。</p> | <p>TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP など現在交渉中の経済連携協定を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資協定の推進については、平成30年2月に日アルメニア投資協定が、同年4月に日アラブ首長国連邦（UAE）投資協定が、同年11月に日ヨルダン投資協定が、そして同年12月に日アルゼンチン投資協定が署名に至っている。さらに同年、エチオピア、タジキスタン及びパラグアイの3か国並びに平成31年2月にアゼルバイジャンとの間で新たに正式交渉を開始し、現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。これらの協定を着実に進めるとともに、新規交渉国拡大を目指す。 | <p>臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> <p>内閣総理大臣（経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、総務大臣、法務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣</p> |
|--|---|---|---|

| | | | |
|--|---|---|--------|
| | <p>【租税条約】我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的拡充を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新輸出大国コンソーシアム」を中心として、海外の専門家を拡充し、国内から海外まで一貫した伴走型支援等を提供する。その際、地域未来 | <p>・リトアニア、エストニア及びアイスランドとの新規の租税条約について、平成30年5月に通常国会で承認され、それぞれ同年8月、9月、10月に発効。ロシア及びデンマークとの租税条約の改正についても、同通常国会で承認され、それぞれ同年10月、12月に発効。さらに、平成29年5月に通常国会で承認されたオーストリア及びベルギーとの租税条約の改正についても、それぞれ平成30年10月、平成31年1月に発効。また、クロアチア、コロンビア及びエクアドルとの新規の租税条約について、それぞれ平成30年10月、12月、平成31年1月に署名。スペインとの租税条約の改正についても、平成30年10月に署名。その他の国との租税条約についても、交渉を着実に前進させた。</p> <p>・支援機関による伴走型支援に加え、JETROが海外の主要EC業者のウェブサイトに「ジャパンモール」を設置し、EC</p> | 経済産業大臣 |
|--|---|---|--------|

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| | <p>牽引企業を重点的に支援するとともに、コンソーシアム未参加の地域未来牽引企業に積極的に参加を働きかける。</p> <p>市場ニーズの把握に有効な越境 EC の活用を推進するため、プラットフォーマーとのマッチングや JETRO による海外 EC 内における日本製品販売のための特設ページ開設等の支援を強化する。</p> | <p>業者と日本の業者とのマッチングなどにより、日本製品を EC 業者が選定して買い取り、販売する取組を開始した。現在、シンガポール、香港等で事業を開拓。</p> | |
| 日本の魅力を活かす施策 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年通常国会に提出した特定複合観光施設区域整備法案により、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現し、世界最高水準のカジノ規制等によって IR に対する様々な懸念に万全の対策を講ずる。 今後、関係政省令等の整備や世界最高水準の規制の執行体制の整備等に着実に取り組み、政策効果を早期に発現させるとともに、依存症などの様々な懸念への万全の対策を的確に実施する。 2025 年国際博覧会の会場にてイノベーションがもたらす未来の社会やライフスタイル等を試行・展示し、「Society 5.0」の社会実装を世界に発信する。 平成 30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国への派遣、国内外におけるイベ | <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年通常国会において特定複合観光施設区域整備法案が成立し、平成 30 年 7 月 27 日に同法が公布されたことを受け、平成 31 年 3 月 29 日に特定複合観光施設区域整備法施行令(平成 31 年政令第 72 号)を公布したところ。引き続き、同法に基づき、関係政省令等の検討や、カジノ管理委員会の設立準備を進めているところ。 オールジャパンによる各国への誘致活動の結果、平成 30 年 11 月 23 日に 2025 年国際博覧会の開催国が日本に決定した。平成 31 年 2 月 8 日には、平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する | 内閣総理大臣(特定複合観光施設区域 (IR) の整備に関する事務を担当する国務大臣) 経済産業大臣 |

| | | | |
|--|--------------------------|-----------------------|--|
| | ント開催等を通じ、大阪・関西への誘致を実現する。 | 法律案を平成 31 年通常国会へ提出した。 | |
|--|--------------------------|-----------------------|--|

三. KPI レビューの実施

「実行計画」により、152 の KPI が設定されているが、これらの各 KPI について、その進捗状況等を踏まえて、A、B、F、N の 4 種類に区分した。

目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているものを A、A ほど KPI が進捗していないものを B、施策の実行自体が KPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するものを F、今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）を N とした。

平成 30 年 1 月に実施した進捗状況は、134 の各 KPI について、A 区分 60、B 区分 54、F 区分 8、N 区分 12 であったが、今般の 152 の各 KPI の進捗状況については、A 区分 51、B 区分 62、F 区分 12、N 区分 27 となっている（別添参考）。

これらの進捗状況を踏まえ、「革新的事業活動に関する実行計画」を改訂（令和元年 6 月 21 日閣議決定）し、革新的事業活動による短期間での生産性の向上に関する施策への取り組みを強化する。

(別添)

KPI の進捗状況について

実行計画に掲げられた KPI について、現時点において、下記の方法により、その進捗状況をまとめたものである。

- 「KPI」の欄は、実行計画に掲げられた KPI を記載。
- 「主担当省庁」の欄は、施策群ごとに設定された KPI の実現に特に関わる省庁名等を記載。
- 「KPI の出典」の欄は、KPI の数値の根拠となる統計名、調査名等を記載。
- 「最新の数値」の欄は、KPI の最新の数値を、時期（カッコ書き）とともに記載。
- 「KPI の進捗」の欄は、以下の区分により整理。

A : 目標達成期間に対する経過期間の割合以上に、KPI が目標達成に向けて進捗しているもの

B : Aほど KPI が進捗していないもの

F : 施策の実行自体が KPI となっており、年度ごと施策の実施状況を確認するもの

(KPI の例) 遅くとも 2020 年を目途に電力システム改革を完了する。

N : 今後、データが得られるため、現時点で評価困難なもの（今後、データが得られ次第評価を行う。）

- 「KPI の進捗の詳細」の欄は、「KPI の進捗」の評価の理由等を記載。

| |
|---|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　[1]「生活」「産業」が変わる |
| 施策群：次世代モビリティ・システムの構築 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|---|---------|---|---------|--------------------|
| 1 | 2020 年目途に、公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスが開始 | — | F | <p>公道での地域限定型の無人自動運転移動サービスの開始に向けて、2018 年 4 月に IT 本部決定された「自動運転に係る制度整備大綱」に沿って関係省庁が制度整備に係る取組を進めている。</p> <p>また 2018 年度からは社会実装を見据えた、より長期間の実証実験を全国各地で行っており、技術面、ビジネス面、社会受容性面など、様々な角度から検証を行っている。</p> | — | 内閣官房 (IT 総合戦略室) |
| 2 | 2030 年までに、地域限定型の無人自動運転移動サービスが全国 100 か所以上で展開 | — | N | 2020 年を目途に整理 No. 1 が実行されるため、それ以降、地域限定型の自動運転サービスの他地域展開を進め、データを取得する。 | — | 内閣官房 (IT 総合戦略室) |
| 3 | 2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90% 以上に搭載 | 国内販売新車乗用車の 装着率： 77.8% (2017 年) | A | 自動ブレーキ装着率は 2016 年に 66.2% であったが、2017 年には 77.8% まで上昇しており、目標に向けて順調に進捗。 | 国土交通省算出 | 内閣官房 (IT 総合戦略室) |

| | | | | | | |
|---|---|---|----------------------|--|---|-------------------|
| 4 | 2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両（ストックベース）の20%に搭載、世界市場の3割獲得 | 国内車両の装着率：14.1% (2017年) 世界市場獲得率の代替値：16.2% (2016年) | 国内車両の装着率：A 世界市場：B | 国内車両（二輪車等を除く。）のうち、安全運転支援装置・システムとして普及が進む衝突被害軽減ブレーキ（低速域衝突被害軽減ブレーキを含む）の装着率（推計値）をKPIの指標として整理。国内車両の装着率は14.1%に伸びており、KPI達成のため現時点で必要な値である12.3%を上回った。一方、世界市場獲得率は下回っている。 | 国土交通省「ASV技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」、HIS Inc.「AEB用ECU出荷台数(2016年)」 | 内閣官房 (IT総合戦略室) |
| 5 | 2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及 | 国内販売新車の装着率：68.7% (2017年) 国内車両（ストックベース）の装着率：14.1% (2017年) | 新車：A ストックベース：B | KPIの達成に向けて、中短期工程表等により、フォローアップを行っていく。 国内販売新車への装着率は68.7%となり、KPI達成のための現時点で必要な値である59.9%を上回った。一方で、ストックベースの装着率は14.1%とKPI達成のための現時点で必要な値である16.2%を下回った。 | 国土交通省「ASV技術普及状況調査」、自動車検査登録情報協会「自動車保有台数推移表」 | 内閣官房 (IT総合戦略室) |
| 6 | 2020年のロボット国内生産市場規模を 製造分野で1.2兆円、サービス分野など 非製造分野で1.2兆円 | 製造分野：約9,000億円（2017年） 非製造分野 | B | ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間が7年となっており、2013年は製造分野で約5,000億円、非製造分野で約500億円であったところ、「最新の数値」は、製造分野は2017年で約9,000億円（2016年比：+約1,800億円）、ただし、システムイ | 一般社団法人日本ロボット工業会 「ロボット統計受注・生産・出荷実 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|--|--|--------------------------|--|--|---|--|
| | | : 約 1,800 億円 (2017 年) | | ンテグレーションに係る費用は除く。非製造分野は 2017 年で約 1,800 億円（2016 年比：十約 400 億円）にとどまっており、今後の市場の伸びを毎年注視していくとともに、施策の更なる推進が必要である。2015 年 2 月に決定した「ロボット新戦略」を今後とも着実に実行するとともに、目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、例えば、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用の 2 割以上引下げに向けた取組や、ロボット導入支援人材の倍増に向けた支援等、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組等を進めていく。 | 績」、「サービスロボット出荷実績」 ・「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額（経済産業省調べ） ・一般社団法人日本産業用無人航空機工業会「産業用無人航空機業界動向」 | |
|--|--|--------------------------|--|--|---|--|

| |
|--|
| I . 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [1]「生活」「産業」が変わる |
| 施策群：次世代ヘルスケア・システムの構築 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---------------------|-------|---------|--|----------------------------------|-------|
| 7 | 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加 | — | N | 本 KPI は、健康日本 21（第 2 次）において設定された目標について、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において新たに設定したもの。健康寿命は 3 年に 1 度実施される調査を基に算出しており、「最新の数値」は 2016 年のものであるため、2019 年の数値が出た時点での KPI の進捗を評価する予定。 | 厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増 | 厚生労働省 |

| | | | | | | |
|----|--|------------------------------------|---|---|---|-------|
| | | | | なお、2013～2016年の3年間では、男性の平均寿命の伸びが+0.77歳、健康寿命の伸びが+0.95歳、女性の平均寿命の伸びが+0.53歳、健康寿命の伸びが+0.58歳となっており、平均寿命の増加分を健康寿命の増加分が上回っている。 | 進対策の効果検証に関する研究」 ¹ | |
| 8 | 国民の健康寿命を2020年までに1歳以上延伸し、2025年までに2歳以上延伸 【男性70.42歳、女性73.62歳（2010年）】 | 男性：72.14歳、 女性：74.79歳 (2016年) | A | 2010～2016年の6年間で、男性の健康寿命の伸びが+1.72歳、女性の健康寿命の伸びが+1.17歳となっており、「2020年までに1歳以上延伸」は達成された。「2025年までに2歳以上延伸」についても、目標達成に向けて順調に推移している。（【比較】均一ペースでの年平均伸び（+2歳/15年）×経過年数（6年）＝+0.8歳） | 厚生労働科学研究費補助金「健康寿命及び地域格差の要因分析と健康増進対策の効果検証に関する研究」 | 厚生労働省 |
| 9 | 全国的な保健医療情報ネットワークの2020年度からの本格稼働 | — | F | 2018年7月に医療等分野の情報連携基盤となる全国的なネットワークやサービスの構築に向けた工程表を策定。また、2018年7月から2019年3月までに保健医療記録共有サービスの実証事業を行った。 | — | 厚生労働省 |
| 10 | 2020年度までに400床以上の一般病院における電子カルテの普及率を90% | 85.4% (2017年10月現在) | A | 2017年10月時点での400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は85.4%と、57.3%であった2011年10月比で+28.1%ポイント（【比較】均一ペースでの年平均増加率（+32.7%ポイント／9年）×経過年数（6年）＝21.8%ポイント）となっており、目標達成に向けて順調に推移している。 | 医療施設調査（2017年） | 厚生労働省 |

¹ 国民生活基礎調査（大規模調査：3年に1度）の結果を基に、厚生労働科学研究で算出

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|-------|
| 11 | 2020年までにメタボ人口（特定保健指導の対象者をいう。）を2008年度比25%減 | 14.2% ² 2017年度 (2008年度比) | B | 直近で、2017年度のメタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）は14.2%であり、均一ペースと比較してやや低い進捗状況となっている（【比較】均一ペースでの年平均減少率（25%ポイント/12年）×経過年数（9年）＝18.8%ポイント）。施策の更なる推進等が必要。 | 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」 | 厚生労働省 |
| 12 | 2020年までに健診受診率（40～74歳）を80%（特定健診含む。） | 71.0% ³ (2016年) | B | 2016年の健診受診率（40～74歳）は71.0%と、2010年の67.7%と比べて+3.3%ポイント（【比較】均一ペースでの年平均増加率（+12.3%ポイント/10年）×経過年数（6年）＝+7.4%ポイント）となつており、KPIが目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。要因としては「受診のしにくさ」等が考えられ、好事例の横展開を進めるなど、施策の更なる推進等が必要。 | 厚生労働省「国民生活基礎調査」（大規模調査実施年<3年ごと>のみ、健診受診率について調査） | 厚生労働省 |
| 13 | ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年に約2,600億円 | 33.6億円 (2016年) | B | ロボット介護機器の市場規模については、2012年の市場規模が約10億円（経済産業省推計）であるところ、「2020年に約500億円」に引き上げる必要がある。 一方、市場規模のフォローアップについては、継続性があり、また推計値ではなく実績値に基づく統計を用いるべきところ、一般社団法人日本ロボット工業会 | 一般社団法人日本ロボット工業会 「ロボット産業需給動向2016年版」 | 経済産業省 |

² メタボ該当者及び予備群減少率（特定保健指導の対象者減少率をいう。）

³ 健診（健康診断や健康診査）や人間ドックの受診状況

| | | | | | | |
|----|--------------------------------------|----------------------|---|--|---|-------|
| | | | | が 2013 年から実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば 2016 年のロボット介護機器の市場規模は 33.6 億円（回答が得られた企業の実績合計値）であり、KPI が目標達成に向けて順調に推移しているとは言えない。要因としては、介護現場のニーズを捉えた開発や活用の意義・効果への理解等に課題があると考えられ、施策の更なる推進等が必要。 | | |
| 14 | 重点分野のロボット介護機器導入台数、 2030 年 8,000 台 | 13,361 台 (2016 年) | A | 2017 年に改訂された重点分野（移動介助、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援及び介護業務支援）のロボット介護機器導入については、一般社団法人日本ロボット工業会が実施しているサービスロボットに関する統計調査によれば、2016 年の重点分野のロボット介護機器の国内出荷台数は、13,361 台となっており、2030 年までに 8,000 台という KPI を達成している。 | 一般社団法人日本ロボット工業会 「ロボット産業需給動向 2016 年版」 | 経済産業省 |
| 15 | 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究を 2020 年までに 20 件実施 | 13 件 | A | 2016 年度に 6 件、2017 年度に 5 件、2018 年度に 2 件、合計で 13 件の治験・臨床研究をこれまでに採択しており、2016 年から 2018 年の 3 年間では KPI 達成に向け総じて順調に進捗している。 | - | 厚生労働省 |

| | | | | | | |
|----|--|--|---|--|------------------------|-------|
| 16 | 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等を2020年までに5件策定 | 3件 | A | 疾患登録情報を活用した治験・臨床研究に関するガイドライン等については、2017年に疾患登録情報などの医療情報データベースを製造販売後の医薬品安全性監視に利用する際の基本的な考え方についての通知を、2018年に医療情報データベースを用いて医薬品及び医療機器の製造販売後調査を実施する際の信頼性担保に関する留意点についての通知2件を発出した。残り2件についても当初予定通り2020年までの発出を目指し、現在順調に検討が進められている。 | 脚注参照 ⁴ | 厚生労働省 |
| 17 | 2020年までに、医薬品・医療機器の審査ラグ「0」 | 医薬品： 0.2年、 医療機器： 0年 (2017年度) | B | 医薬品の審査ラグについては、米国の審査期間が大幅に短縮したことにより、2017年度の数値は0.2年であった。また、医療機器の審査ラグについては、2017年度の数値は0年であった。 なお、PMDAにおける医薬品・医療機器の審査期間をみると、新医薬品（【2008年度】22.0月（中央値）→【2017年度】11.8月（80パーセンタイル値））と新医療機器（【2008年度】14.4月（中央値）→【2017年度】11.9月（70パーセンタイル値））共に期間短縮が図られている。 | 厚生労働省、PMDA集計資料及び米国公表資料 | 厚生労働省 |

⁴ 「製造販売後の医薬品安全性監視における医療情報データベースの利用に関する基本的考え方について」

（平成29年6月9日付け薬生薬審発0609第8号・薬生安発0609第4号医薬品審査管理課長・安全対策課長通知）

「医薬品の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」（平成30年2月21日付け薬生薬審発0221第1号医薬品審査管理課長通知）

「医療機器の製造販売後データベース調査における信頼性担保に関する留意点について」（平成30年12月19日付け薬生機審発1219第4号医療機器審査管理課長通知）

| | | | | | | |
|----|-------------------------------------|---|---|--|--|--------------------|
| | | | | 今後は、重篤な疾患に対する画期的で極めて高い有効性を持つ先駆的な医薬品・医療機器については、総審査期間の目標を6か月にするなど、審査の迅速化に引き続き努めるとともに、業務の質の向上に傾注することとしている。 | | |
| 18 | 海外に日本の医療拠点を2020年までに20か所程度創設 | 24か所創設 (2019年3月) | A | 海外における日本の医療拠点は、2019年3月時点で24か所開業し、「2020年までに20か所程度」というKPIを達成している。 | 企業ヒアリング等 | 内閣官房 (健康・医療戦略室) |
| 19 | 日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模を2030年までに5兆円 | 医療機器の輸出額： 5,840億円、医薬品の輸出額： 1,757億円 (2016年) | N | <p>日本の医療技術・サービスが獲得する海外市場規模は、①医療機器の海外市場規模、②医薬品の海外市場規模、③海外における日本の医療拠点等の獲得市場規模及び④来日する患者が受ける医療サービスの市場規模等の合計で把握することとなる。これは、海外における医療拠点でのコンサルタント料や、来日する患者が支払う医療費を含む。</p> <p>なお、①と②については、医療機器・医薬品の輸出額に加え、医療機器・医薬品の海外売上高（一部、輸出額との重複があり得る）についても考慮することができる（2016年の医療機器の海外売上高は1兆7,624億円（23社）、2016年の医薬品の海外売上高は3兆2,621億円（26社））。</p> <p>③については、活動の成果は医療拠点等の活動が本格化した後となるため、現段階での評価は困難である。</p> | 医薬品・医療機器の輸出額：厚生労働省平成28年薬事工業生産動態統計年報の概要 医薬品の海外売上高：日本製薬工業協会DATA BOOK 2018 医療機器の海外売上高：一般社団法人日本医療機器産業連合会調べ | 内閣官房 (健康・医療戦略室) |

| | | | | | |
|--|--|--|---|--|--|
| | <p>(医療機器の 海外売上 高：1兆 7,624億 円、医薬品 の海外売上 高：3兆 2,621億円 (2016年))</p> | | <p>る。現在、現地の市場規模のデータを把握する手法を 検討しているところ。</p> <p>④についても、今後ジャパン インターナショナル ホスピタルズ（JIH）等の協力を得て市場規模を把握 する手法を検討中であるため、現段階での評価は困難 である。</p> | | |
|--|--|--|---|--|--|

| |
|---|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フ ラッグシップ・プロジェクト」等　【1】「生活」「産業」が変わる |
| 施策群：次世代産業システム |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|-----------------------------|---|---------|---|--|-------|
| 20 | 製造業の労働生産性について年間2%を 上回る向上 | 約1.9% (2015年～ 2017年の平 均の伸び 率) | B | 製造業の労働生産性は、2015年から2017年までの 3か年で約1.9%の伸び率となり、KPIを下回ってい る。2.0%の達成に向けては、製造現場のデータを活 用した効率化とロボットの導入等による自動化等によ つて製造業の労働生産性を向上させる。例えば、製造 業の現場に存在する価値あるデータを最大限に活用す るため、企業の垣根を越えて工場等のデータを流通さ | 内閣府「国民経済 計算」、厚生労働 省「毎月勤労統計 調査」、総務省 「労働力調査」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|-----------|---|---|------------|--|--|-------|
| | | | | せる仕組みづくり、ロボットシステムインテグレータの育成強化、必要な研究開発や標準化、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組等を進めていく。 | | |
| 21 | 2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合を40%にする | データを収集する企業の割合：58%（2018年度） 経営課題の解決に結びつけている企業の割合：26%（2018年度） | B B | <p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が4年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。工場等でデータを収集する企業の割合及び収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企業の割合はKPI達成のため2018年時点が必要である73.5%、30%をともに下回り、それぞれ58%、26%となった。</p> <p>目標達成に向けて、製造業の現場に存在する価値あるデータを最大限に活用するため、企業の垣根を越えて工場等のデータを流通させる仕組みづくりを生産機械メーカー等とともに2018年度から開始した。今後も必要な施策を着実に進めていく。</p> | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 6 (再掲) | 2020年のロボット国内生産市場規模を 製造分野で1.2兆円、サービス分野など 非製造分野で1.2兆円 | 製造分野 ：約9,000億円（2017年） 非製造分野 | B | ロボット国内生産市場規模については、目標達成期間が7年となっており、2013年は製造分野で約5,000億円、非製造分野で約500億円であったところ、「最新の数値」は、製造分野は2017年で約9,000億円（2016年比：+約1,800億円）、ただし、システムインテグレーションに係る費用は除く。非製造分野は | 一般社団法人日本ロボット工業会 「ロボット統計受注・生産・出荷実績」、「サービスロボット出荷実績」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|--|--|--------------------------|--|--|--|--|
| | | : 約 1,800 億円 (2017 年) | | 2017 年で約 1800 億円（2016 年比：+ 約 400 億円）にとどまっており、今後の市場の伸びを毎年注視していくとともに、施策の更なる推進が必要である。2015 年 2 月に決定した「ロボット新戦略」を今後とも着実に実行するとともに、目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、例えば、小型汎用ロボット本体の価格と実装に要する費用の 2 割以上引下げに向けた取組や、ロボット導入支援人材の倍増に向けた支援等、中堅・中小企業へのロボット導入を加速する取組等を進めていく。 | 「情報化施工機器搭載建設機械」の総出荷額（経済産業省調べ） 一般社団法人日本産業用無人航空機工業会「産業用無人航空機業界動向」 | |
|--|--|--------------------------|--|--|--|--|

| |
|--|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [2] 経済活動の「糧」が変わる |
| 施策群：エネルギー・環境 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|--|--|--|--|---------|-------|
| 22 | 家庭用燃料電池（エネファーム）は 2020 年に 140 万台、2030 年に 530 万台 の普及を目指す 【補助指標】 | 普及台数： 271,540 台 （2018 年 12 月末） 【補助指標】 | B 【補助指標】 A 【補助指標】 | 普及台数は 2013 年度末時点から約 20.0 万台増加し、2018 年 12 月末時点で 27.1 万台が普及。当面の目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 7 年であるところ、2018 年 12 月末の時点で 5 年 9 か月が経過。KPI 達成のため現時点で必要である 121 万台を下回った。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|--|----------------------------------|---|--|---------|-------|
| | 2020年にユーザー負担額が7、8年で投資回収可能な金額を目指す | 目標】 投資回収年数：10年 (2018年12月末) | | 2009年の市販開始時点で300万円を超えていた販売価格は着実に低減し、特に2016年度から補助金に導入した価格低減スキームにより、固体高分子形燃料電池(PEFC)については2018年度平均販売価格(12年末)が94万円(前年度比8%減)に、固体酸化物形燃料電池(SOFC)については119万円(前年度比7%減)となっている。その結果、投資回収年数については10年(前年度比10%減)となっている。目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が6年であるところ、2018年12月末の時点で4年9か月が経過。KPI達成のため現時点で必要である投資回収年数10.3年を下回った。 | | |
| 23 | 商用水素ステーションを2020年度までに160か所程度、2025年度までに320か所程度整備する | 103か所が開所済 (2019年3月末日) | A | 103か所に加え、10か所が整備中。目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、2018年度末時点で3年が経過。KPI達成に向けて順調に進捗している。 また、水素ステーションの整備拡大に向けて、民間11社による新会社日本水素ステーションネットワーク合同会社(JHyM)を2018年2月に設立した。加えて、整備費や運営費のコストを低減させるべく、そのための技術開発や規制見直しを官民一体となって推進しているところ。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|--|---|---|--|------------------------------|-------|
| 24 | 2020年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電部門の法的分離を実施する | — | F | 一部事業者においては2016年4月送配電部門の分社化を実施。 | 東京電力ホールディングス HP ⁵ | 経済産業省 |
| 25 | <p>次世代火力発電に係る技術ロードマップに基づき、2025年度頃までに段階的に次世代火力発電の技術確立を目指す</p> <p>【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● A-USCについて 2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） ● IGCCについて 2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 46%程度） ● IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO₂分離回収技術（物理回収法）を確立し、2025年度までの技術の確立、2030年代の実用化を目指す（発電効率：現状 39%程度→改善後 55%程度） ● LNG火力について、2020年度頃までに1,700度級ガスタービンの実用化を目 | — | <p>F</p> <p>【補助指標】</p> <p>A-USC F</p> <p>IGCC F</p> <p>IGFC F</p> <p>LNG 火力 F</p> | <p>2016年6月に、火力発電の高効率化、CO₂削減を実現するため、官民協議会で策定した「次世代火力発電に係る技術ロードマップ」に基づき次世代の火力発電技術の早期確立を目指している。</p> <p>先進超々臨界圧火力発電（A-USC）については、2016年度末で当初の技術開発目標を達成し、商用プラントの技術的見通しを得た。</p> <p>石炭ガス化複合発電（IGCC）については、2014年度に商用機のプラント設計を開始しているところ。</p> <p>石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）については、2018年7月までに酸素吹きIGCCの長時間耐久試験運転を、2018年10月までに多炭種適用性試験運転を完了させた。また、2018年度からCO₂分離回収施設（物理回収法）の設置工事を開始しているところ。</p> | — | 経済産業省 |

⁵ http://www.tepco.co.jp/toudenhou/hd/1271995_9039.html

| | | | | | | |
|----|---|---|---------------------|--|--------|-------|
| | 指す（発電効率：現状 52%程度→改善後 57%程度） | | | LNG 火力発電については、1,700 度級ガスタービンの信頼性向上のため、2016 年度から高度化要素技術開発を実施しているところ。 | | |
| 26 | 2020 年までに、新材料等を用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化を目指す | — | F | <p>KPI 達成に向けて技術開発を進めた結果、新材料である SiC を用いた高耐圧のパワー半導体モジュールが、次期東海道新幹線 N700S の確認試験車に搭載された。</p> <p>現在、SiC パワー半導体モジュールを用いたパワーエレクトロニクス装置を、自動車等にも適用すべく、技術開発を進めている。</p> <p>GaN に関する技術開発や実証を実施しており、2018 年度は GaN 半導体素子を用いたマイクロ波を選択的にターゲットに照射できる省エネ電子レンジの技術開発・実証等を行った。</p> | — | 経済産業省 |
| 27 | 国内企業による先端蓄電池の市場獲得規模 2020 年に年間 5,000 億円を目指す（世界市場の 5 割程度） ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象 | 3,912 億円 (世界市場の 34.2%) ※車載用・電力貯蔵用蓄電池が対象 | A (2016 年実績) | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、2016 年で 3 年が経過。KPI 達成のため現時点で必要である市場獲得規模 3,514 億円を上回り、KPI が目標達成に向けて進捗していることを確認。引き続き、先端蓄電池の技術開発による国内企業の競争力の強化やエネルギー政策の観点での支援を実施する予定。 | 民間企業調べ | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|---|---|--|---|---|-------|
| 28 | 2020 年までに系統用蓄電池のコストを半分以下に (2.3 万円/kWh 以下) | — | N | 2016 年度の外部有識者会議にて、おおむね順調に進捗していることを確認。引き続き、2020 年までに系統用蓄電池の設置コスト 2.3 万円/kWh 以下に向けて、開発を実施中。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 29 | <p>2030 年の新築住宅及び新築建築物について平均で ZEH、ZEB の実現を目指す 【補助指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2020 年の新築住宅の省エネ基準適合率を 100% とし、ハウスメーカー等の新築注文戸建住宅の過半数をネット・ゼロ・エネルギー・ハウス化する ● 2020 年の新築ビルの省エネ基準適合率を 100% とし、新築公共建築物等でネットゼロエネルギービルの実現を目指す | <p>【住宅】省エネ基準適合率：59% （2016 年度分：推計値） ZEH 割合：15%（2017 年度分：推計値） 【非住宅】省エネ基準適合率：98% （2016 年度分：一部推計値） ZEB 棟数：未達成</p> | <p>N 【補助指標】 省エネ基準適合率：B ZEH 割合：B 【補助指標】 省エネ基準適合率：A ZEB 棟数：F</p> | <p>KPI 達成に向けて、まずは 2020 年までに標準的な新築住宅でのネット・ゼロ・エネルギー化及び新築公共建築物でのネット・ゼロ・エネルギー化の実現を目指している。 住宅の省エネ基準適合率については、2016 年度は 59% であり、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。KPI 達成のため 2016 年度時点では必要である 70% を下回った。住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、注文戸建住宅や賃貸アパートを供給する大手住宅事業者をトップランナー制度の対象に追加すること等を内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を 2019 年通常国会に提出したところ。 住宅の ZEH 化については、2020 年度までに提供する住宅の過半数を ZEH 化することを宣言したハウスメーカー等（ZEH ビルダー/プランナー）を担い手として順調に増加している。ZEH ビルダー/プランナーによる 2017 年度の実績は、約 4.2 万戸、新築注文戸建住宅の着工数（2017 年度実績：約 28 万戸）と比較した場合の</p> | <p>住宅の省エネ基準適合率については、断熱水準別戸数分布調査（事業者アンケート）による推計 非住宅の省エネ基準適合率については、第一種特定建築物（2,000 m²以上）の適合面積調査による推計 (国土交通省住宅局調べ)</p> | 経済産業省 |

| | | | | |
|--|--|--|---|--|
| | | | <p>割合は 15%程度であり、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。現時点においては KPI 達成のため 2017 年時点が必要である 25% には満たないものの、政府として ZEH の自立的普及に向けた取組を促進しているところであり、今後普及の加速化が期待される。</p> <p>非住宅（ビル）の省エネ基準適合率については、2016 年度は 98% であり、目標達成期間が 8 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。KPI 達成のため 2016 年度時点が必要である 96% を上回った。</p> <p>住宅・建築物の省エネルギー性能の向上を図るため、省エネルギー基準への適合義務の対象となる建築物の範囲を中規模建築物に拡大することなどを内容とする「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案」を 2019 年通常国会に提出したところ。</p> <p>非住宅（ビル）の ZEB 化については、現在要素技術の実証を継続しており、実証結果を踏まえて ZEB を一般化すべくガイドラインを作成していくところ。こうした取組を継続することで、2020 年までに国を含めた新築公共建築物等で用途等ごとに ZEB を一棟以上建設することを目指している。</p> | |
|--|--|--|---|--|

| | | | | | | |
|----|---|--|----------------------|---|---|-------|
| 30 | 2020年までに既存住宅の省エネリフォームを倍増する | 46万件 (2017年) | A | 当該KPIについては、2012～2017年の6年間で、+21万件（【比較】均一ベースでの年平均増加件数（+32万件/9年）×経過年数（6年）＝+21万件）となっており、堅調に推移している。 | 国土交通省「建築物リフォーム・リニューアル調査」 (毎年2回（上期、下期）) | 国土交通省 |
| 31 | 2020年までにLED等の高効率照明についてフローで100%の普及を目指す | 96.1% (2017年度) | A | LED等の高効率照明の導入率について、2017年度は96.1%であり、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。KPI達成のため2017年度時点で必要である88%を上回った。また、業界団体である一般社団法人日本照明工業会のビジョンでは、高効率照明について2020年までにフローで100%の普及を目指すことを明示している。さらに今後、省エネ法のトップランナー制度により高効率照明の更なる普及を目指すこととしている。 これらによって、目標年度までの達成が可能と見込まれる。 | 一般社団法人日本照明工業会統計データ | 経済産業省 |
| 32 | 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す 【補助指標】 ●EV・PHVの普及台数を2020年までに最大で100万台とすることを目指す | 36.7% (2017年度末) 【補助指標】 ●EV・PHVの普及台数を2020年までに最大で100万台とすることを目指す | A 【補助指標】 B | 2016年度に続き、2017年度についても次世代自動車の販売台数が増加（前年度比5.3%増）し、新車販売台数に占める次世代自動車の割合は、36.7%となった。 目標達成時期が2020年度で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。 KPI達成のため各年度で販売台数が直線的に増加して | 一般社団法人日本自動車工業会等の民間団体調べ | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|---|-------------------|---|--|-----------|-------|
| | ● FCV の普及台数を 2020 年までに 4 万台程度、2030 年までに 80 万台程度とすることを目指す | 2460 台(2017 年度末) | | いくことを前提として、2017 年度末時点で 40 万台 (EV・PHV) 及び 16,000 台 (FCV) が必要であると仮定とすると、それぞれ 17.7 万台 (EV・PHV) 及び 13,540 台 (FCV) 下回った。 引き続き、車両の一部購入補助や充電インフラ・水素ステーション整備等の支援を実施し、次世代自動車の普及を加速化していく。 | | |
| 33 | 2030 年にベースメタルの自給率を 80% 以上とする | 50% (2016 年) | B | ベースメタル（銅、鉛、亜鉛、錫）の自給率は、2016 年調査で 50% となった。KPI 達成に向けて、①日本政府や政府関係機関 (JOGMEC、JICA 等) による資源外交や、②我が国企業の権益確保支援 (JOGMEC による探鉱支援やリスクマネー供給等) を通じ、我が国企業による自主開発を促進する。 | JOGMEC 調査 | 経済産業省 |
| 34 | 2030 年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を 40% 以上とする | 26.6% (2017 年度実績) | F | 2030 年に自主開発比率を 40% 以上とするべく、JOGMEC によるリスクマネー供給や、資源外交の多角的展開等による支援を引き続き実施。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 35 | 地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備を行い、FC (周波数変換設備) の増強 (120 万 kW から 210 万 kW まで) については 2020 年度を目標に、北本連系設備の増強 (60 万 kW から 90 万 kW まで) については 2019 年 3 月の運用開始を目指す | — | F | FC の増強については 2020 年度に運用を開始することとしている。北本連系設備の増強については 2019 年 3 月に運用を開始したところ。KPI 実現のため引き続き環境整備を実施していく。 | - | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|--|---|---|--|---|-------|
| 36 | 電力会社は、各社のスマートメーター導入計画に沿って、2020 年代早期に全世帯・全事務所へのスマートメーターの導入を目指す | — | F | 高圧部門（工場等）については、2016 年度までで全数スマートメーター導入完了。低圧部門（家庭等）については、日本全体では 2024 年度末までに導入を完了する計画。 | — | 経済産業省 |
| 37 | 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づき、砂層型メタンハイドレートについては平成 30 年代後半に、民間が主導する商業化のためのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める。また、海底熱水鉱床については、平成 30 年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトが開始されるよう資源量の把握や技術開発を推進する 【補助指標】 <ul style="list-style-type: none">● メタンハイドレートについて、2018 年度を目途に商業化に向けた技術の整備を行う● 海底熱水鉱床について、2017 年度に実海域での採鉱・揚鉱パイロット試験を行い、採鉱・揚鉱分野の要素技術を確立し、その成果を踏まえ、2018 年度に経済性評価を行う | — | F | 砂層型メタンハイドレートについては、2017 年度に、第 2 回海洋産出試験を実施し、減圧法により合計 36 日間のガス生産を実現するなど、第 1 回海洋産出試験で生じた技術課題を克服。また、2018 年度には、これまでの研究成果を踏まえた総合的な検証を行うなど、商業化の実現に向けた技術の整備を行った。海底熱水鉱床については、2017 年に採鉱・揚鉱パイロット試験を実施し、世界で初めて実海域での連続揚鉱に成功。また、2018 年に経済性の検討を含む総合評価を実施。今後の長期的な視点に基づく取組により、質・量ともに経済価値の高い鉱床を確保するとともに、効率的な生産技術を確立し、法制度の整備や他産業の海域利用との調整、選鉱場（尾鉱堆積場合む）の設置等の諸課題を解決した上で、一定の金属価格の上昇があれば、経済性を見出し得ると評価した。 【補助指標】 メタンハイドレート：F 【補助指標】 海底熱水鉱床：F | — | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|--|--|------------------|--|--|-------|
| 38 | 今後10年間（2023年まで）で、アジアでトップクラスの国際競争力をもつコンビナート群を再構築 【補助指標】2016年度末までに、日本全体の残油処理装置備率：本全体の残油処理装置備率：50%程度 | — （コンビナートごとのデータであり、結果は非公表） 【補助指標】日本全体の残油処理装置備率：50.5%程度 | N 【補助指標】A | 2014年度調査によれば、依然として我が国のコンビナート群の国際競争力はインド、シンガポール、韓国、中国、台湾等より見劣りすると評価。2014年3月末時点（基準点）の残油処理装置装備率：45%程度から、3年後の2016年度末（目標達成期限）に50%程度とすることを目標としていたところ、「最新の数値」の2017年3月末時点で、50.5%となり、補助指標の基準を達成した。これにより、各社の重質油分解装置の「装備率」は世界的に高い水準を実現。 | 石油コンビナート高度統合運営技術組合「コンビナート国際競争力総合評価」 【補助指標】 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 39 | 2018年頃までに世界で初めて浮体式海上風力を商業化する | — | F | 2016年度に長崎沖において浮体式海上風力の商用運転を開始。福島県沖の浮体式海上風力について、2019年度は引き続き実証研究を実施。 | — | 経済産業省 |
| 40 | 2020年までの地熱発電タービン導入量で世界市場7割を獲得する | 7割 | A | 2017年実績において、国内企業のシェアは7割。今後も継続してシェア維持・拡大に努める。 | IRENA：世界全体の設置量 一般社団法人火力原子力発電技術協会：日本企業の設置量 | 経済産業省 |
| 41 | 民間活力を最大限活用して、JCM等を通じた優れた低炭素技術の海外展開について | 累積で約1兆782億円 | A | 途上国に低炭素技術を導入することを目的としたプロジェクトとして、民間ベースの事業では166件が実施されている（事業規模：約8,482億円）。また、JCM | 環境省・経済産業省調べ | 環境省 |

| | | | | | | |
|----|--|---------------------|---|---|----------------------------------|-----|
| | て、2020 年度までの累積で 1 兆円の事業規模を目指す | (2019 年 3 月末) | | 資金支援事業では 134 件の JCM プロジェクトが実施されている（事業規模見込み：約 2,300 億円）。 2019 年 3 月末時点で、KPI で掲げた目標である累積で 1 兆円を既に上回っている。 | | |
| 42 | 焼却設備やリサイクル設備等の輸出額を 2015 年度実績から 2020 年度までに倍増させることを目指す | 278 億円 (2017 年度) | A | 2015 年度実績の 60 億円に対して 2017 年度は 278 億円と増加し、目標を達成している。引き続き、継続して目標を達成していくよう取り組む。 | 一般社団法人日本産業機械工業会 「環境装置の地域別輸出額」 | 環境省 |

| |
|--|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラングシップ・プロジェクト」等 [2] 経済活動の「糧」が変わる |
| 施策群：FinTech／キャッシュレス社会の実現 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|---|---------|--|---|-------|
| 43 | 今後 3 年以内（2020 年 6 月まで）に、80 行程度以上の銀行におけるオープン API の導入を目指す | 124 行が 2020 年 6 月までに API を導入する旨を表明 (2019 年 3 月末) | A | 全邦銀 138 行のうち、2020 年 6 月までに導入予定の銀行が 124 行という状況であるため、KPI が目標達成に向けて順調に進捗している。 | 金融庁「金融機関における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針の策定状況について」（2019 年 3 月末） | 金融庁 |

| | | | | | | |
|----|---|------------------------------|---|---|---------------------------------------|-------|
| 44 | 今後10年間（2027年6月まで）に、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを目指す | キャッシュレス決済比率 24.1% (2018年) | A | 2016年（20.0%）から2018年（24.1%）の2年間ではキャッシュレス決済比率は4.1%上昇した。 これにより、目標達成に必要な比率の上昇（年間約2%、2年間で約4%）を達成している。 | 脚注参照 ⁶ | 経済産業省 |
| 45 | 今後5年間（2022年6月まで）に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、4割程度とすることを目指す | 13.9% (2017年) | B | IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務（財務・会計領域等）を効率化する中小企業等の割合は、KPI設定時の参考値（2016年）は10.8%であり、2017年は13.9%となり、2022年の目標値（40%程度）を達成するために必要な割合の増加（1年当たり約5%）は達成できなかった。 | 総務省「平成29年通信利用動向調査」 | 経済産業省 |
| 46 | 2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率（サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル：SCCC）を5%改善することを目指す | 158日 (2017年度) | A | SCCCのKPI設定時の参考値（2016年度）は160日であり、2017年度は158日となり、2020年度の目標値（152日）を達成するために必要な日数の短縮（1年当たり2日）を達成した。 2020年度の目標値：160（2016年度）×0.95（5%改善）=152 | 日経 NEEDS Financial QUEST ⁷ | 経済産業省 |

⁶ (クレジットカード支払額 ※1 + デビットカード支払額 ※2 + 電子マネー ※3) / (民間最終消費支出 ※4)

※1 日本クレジット協会調べ、※2 日本銀行レポート、※3 日本銀行「電子マネー計数」、※4 内閣府「国民経済計算年報」（名目値、2次速報値）

⁷ 東証一部上場企業（銀行業、証券・商品先物取引業、保険業、その他金融業、その他を除外）の平均値

| |
|---|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等　【3】「行政」「インフラ」が変わる |
| 施策群：デジタル・ガバメントの実現（行政からの生産性革命） |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|--|------------------|---------|--|--|-----------------------|
| 47 | 2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る | 25 位 (2019 年) | B | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、2017 年の時点で 5 年半が経過。2019 年の順位は、25 位（昨年比 1 位下落）である。KPI 達成に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、裁判手続等の IT 化等について事業環境の改善に向けた取組を推進中。今後も、「事業環境改善のための関係省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向けた取組を推進することで、KPI 達成を目指す。 | 世界銀行「Doing Business 2019」 | 内閣官房 (日本経済再生総合事務局) |
| 48 | 2020 年 3 月までに重点分野の行政手続コストを 20%以上削減する | — | N | 2018 年 3 月に改訂の「行政手続コスト削減のための基本計画」に基づく取組によるコスト削減効果は 22.2% と見込んでいるところ、現在、2018 年度明けの報告に向け、KPI の進捗状況をコスト測定結果として取りまとめ中。 | 「行政手続コスト削減に向けて」 (2018 年 4 月 24 日規制改革推進会議行政手続部会) | 内閣府（規制改革推進室） |

| | | | | | | |
|----|---|-----------------------------|---|--|--|-------------------|
| 49 | 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する | システム削減数：731 (2019年3月) | A | 政府情報システム数については、2012年度比で731システム（50.4%）を削減し、目標を達成した。 | 「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」 (2019年6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議決定) | 内閣官房 (IT総合戦略室) |
| 50 | 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト（※）を約1,200億円圧縮する（※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。） | 運用コスト削減額：約500億円 (2017年度) | B | 運用コスト削減額については、2013年度比で約500億円を削減（2017年度）。現時点において、目標達成期間である2021年度までに、1,155億円の削減を見込んでいるところ。 | 「政府情報システムの予算要求から執行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」 (2019年6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議決定) | 内閣官房 (IT総合戦略室) |
| 51 | 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争力ランキングにおいて、日本が3位以内に入る | 5位 (2018年) | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が4年であるところ、2018年の時点での順位は5位（昨年比3位上昇）となっており、KPIが目標達成に向けて進捗 | 世界経済フォーラム国際競争力ランキング「WEF The | 内閣官房 (日本経済) |

| | | | | | | |
|----|--|----------------------|---|--|--|-------------------|
| | | | | していると考えられる。引き続き、イノベーションエコシステムの構築を加速することで、KPI達成を目指す。 | Global Competitiveness Report2018」 | 再生総合事務局) |
| 52 | 2020年度末までにAI・RPAなどの革新的ビッグデータ処理技術を活用する地域数を300とすることを目指す | (参考) 79(2018年3月末) | N | 総務省「地域IoT実装状況調査」(2018年3月末)において、革新的ビッグデータ処理技術の利用事例について初めて調査を行い、利用事例があるという回答が79団体から得られたところ、次回は2019年6月に同年3月末の速報値が得られる予定のため、現時点ではKPIの進捗の評価が困難。今後、データが得られ次第評価を行う。 | 総務省「地域IoT実装状況調査」(2018年3月末) | 総務省 |
| 53 | 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% | 現状では算出不可 | N | オープンデータ官民ラウンドテーブルを開催し、民間のニーズを聴取。官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ、対象データの公開に向け対応中であり、データが公開され次第評価を行う。 | 第7回オープンデータワーキンググループ(2019年3月15日開催)参考資料1 | 内閣官房 (IT総合戦略室) |
| 54 | 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする | 26%(2019年3月11日) | B | 「地方公共団体向けオープンデータ推進ガイドライン・手引書」の整備、「地方公共団体向けオープンデータパッケージ」の提供等、地方公共団体でのオープンデータの取組促進の為の各種支援を実施し、着実に取組自治体は増加(2018年度で140自治体が増加)。今後、目標を達成に向け、施策の更なる推進が必要。 | 政府CIOポータル (オープンデータ取組自治体一覧) | 内閣官房 (IT総合戦略室) |

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラグシップ・プロジェクト」等　[3]「行政」「インフラ」が変わる

施策群：次世代インフラ・メンテナンス・システムの構築等インフラ管理の高度化

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|--|-------|---------|--|---------|-------|
| 55 | 2025 年度までに建設現場の生産性を 2 割向上を目指す | — | F | <p>2016 年度から i-Construction のトップランナー施策として推進してきた、ICT 土工については 32.9%※ の時間短縮効果を確認している（※2018 年度実施分（2019 年 1 月 31 日））。</p> <p>2019 年度までに橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに ICT 活用の対象を拡大、</p> <p>2020 年度には港湾工事における基礎工・ブロック据付工等に ICT 活用を拡大、2021 年度には各種マニュアル・手引きを改正し、更なる生産性の向上を目指す。</p> <p>あわせて、生産性向上に関する効果の把握、KPI の達成に向けたプロセスについて検討を進める。</p> | 国土交通省調べ | 国土交通省 |
| 56 | 国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合を、2020 年頃までに 20%、2030 年までに 100%とする | — | N | <p>KPI の進捗評価に必要となる 2018 年度の実績について調査中であり、今秋までに公表の予定。新技術等を導入している施設管理者の割合の目標達成に向け、官民を挙げた技術開発や技術基準類の速やかな整備等を引き続き推進する。</p> | 国土交通省調べ | 国土交通省 |

| | | | | | | |
|----|--|----------------|---|--|--|-----------------------|
| 57 | 2020年までに都市総合ランキングにおいて、東京が3位以内に入る | 3位 (2018年) | A | 東京の都市総合ランキングは2016年に3位を達成し、2018年も2016年、2017年に引き続き3位である。 | 森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合ランキング2018」 | 内閣官房 (日本経済再生総合事務局) |
| 58 | 2025年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増（2010年4兆円） ※可能な限り2020年までに達成を目指す | 4兆円 (2013年) | B | 既存住宅流通市場の規模は2010年から2013年まではほぼ横ばいとなっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、買取再販に係る特例措置（登録免許税：2014年4月～2020年3月、不動産取得税：2015年4月～2021年3月）、住宅金融支援機構のフラット35における中古住宅の取得費用に対する融資（2015年4月～）、「安心R住宅」制度（2017年12月～）等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。 | 住宅市場動向調査（毎年）、住宅・土地統計調査（5年ごと） | 国土交通省 |
| 59 | 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍増（2010年6兆円） ※可能な限り2020年までに達成を目指す | 7兆円 (2013年) | B | リフォーム市場の規模は直近の2013年に7兆円（2010年から約1兆円増加）となっている。目標達成には市場の拡大ペースを加速化することが必要であるため、長期優良住宅化リフォーム推進事業（2014年2月～）、住宅リフォーム事業者団体登録制度（2014年9月～）、住宅金融支援機構のフラット35におけるリフォームを含めた中古住宅の取得費用に対する融資（2015年4月～）等の施策を実施している。今後これ | 住宅・土地統計調査（5年ごと）、建築動態統計調査（毎年）、家計調査年報（毎年）、住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（毎年）、リフォーム | 国土交通省 |

| | | | | | | |
|----|--|-----------------|---|--|---|-------|
| | | | | らの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。 | に関する意識・意向調査（毎年） | |
| 60 | 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【0.9%（2005年）→3～5%（2020年）】 | 2.4% (2017年) | B | 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は、2017年度において、2.4%となっている。目標達成には高齢者向け住宅の供給を促進することが必要であるため、サービス付き高齢者向け住宅の建設費への補助や税制特例措置等の施策を実施している。今後これらの取組の効果が期待されるとともに、達成に向けて更なる取組の推進が必要である。 | ・高齢者人口：総務省「人口推計」 ・高齢者向け住宅：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（毎年）、国土交通省調べ（隨時）、厚生労働省調べ（毎年） | 国土交通省 |

| |
|--|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [3]「行政」「インフラ」が変わる 施策群：PPP/PFI 手法の導入加速 |
|--|

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|------------------------------------|---------|--|---------|-------------------------|
| 61 | 10年間（2013～2022年度）でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用したPFI事業については、7兆円を目標とする | 事業規模： 約13.8兆円 うち公共施設等運営権 | A | 関西国際空港及び大阪国際空港特定空港運営事業等をはじめとした大型のコンセッション案件等により、目標達成期間の経過割合以上のKPIが目標達成に向けて進捗している。 | 内閣府調べ | 内閣府 (PPP/PFI 推進室) |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|
| | | 方式を活用 した事業： 約 5.7 兆円 (2013～ 2017 年度) | | | |
|--|--|--|--|--|--|

| |
|---|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッ グシップ・プロジェクト」等　【4】「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる |
| 施策群：農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|------------------------------|---------|---|---|-------|
| 62 | 今後 10 年間（2023 年まで）で法人経営 体数を 2010 年比約 4 倍の 5 万法人とす る | 22,700 法人 (2018 年 2 月) | B | 目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年である ところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。法人経営体数 は、1 万 4,600 法人（2013 年 2 月）から 2 万 2,700 法人 (2018 年 2 月) まで増加したものの、目標達成に向けては、 3 万 2,300 法人まで増加していることが望ましいため、進 捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。 | 農林水産省「農林業 センサス」、「農業構 造動態調査」 | 農林水産省 |
| 63 | 今後 10 年間（2023 年まで）で全農地面 積の 8 割が担い手によって利用される | 56.2% (2018 年度 末) | B | 目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年である ところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。担い手への農地 集積割合は、48.7%（2013 年度末）から 56.2%（2018 年 度末）まで増加したものの、目標達成に向けては、「最 新の数値」の時点で 64.4% まで増加していることが望 められる。 | 農林水産省「耕地 及び作付面積統 計」、農林水産省經 營局農地政策課 調べ | 農林水産省 |

| | | | | | | |
|----|--|---|---|---|---|-------|
| | | | | ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要 | | |
| 64 | 今後 10 年間（2023 年まで）で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比 4 割削減する | 個別経営 ⁸ ： 10,995 円 /60kg (2017 年) 組織法人経 営 ⁹ ： 11,859 円 /60 kg (2017 年) | B | <p>目標達成時期が 2023 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。2017 年度の担い手のコメの生産コストは、個別経営で 10,995 円/60kg、組織法人経営で 11,859 円/60kg となっている。</p> <p>2011 年産米の生産コスト 16,001 円/60kg(全国平均)と比べて 3 割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で、個別経営で 10,664 円/60kg、組織法人経営で 10,999 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。</p> | 農林水産省「農產物生産費」、「米及び麦類の生産費」、「組織法人經營体に関する經營分析調査」 | 農林水産省 |
| 65 | 今後 10 年間（2025 年まで）で担い手の飼料用米の生産性をコスト削減や単収増により 2013 年全国平均比 2 倍に向上させる（担い手の 60kg 当たりの生産コストを 5 割程度削減） | 10,400 円 /60kg(2017 年) | B | <p>目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 10 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。2017 年の担い手の飼料用米の生産コストは 10,400 円/60kg となっている。</p> <p>2013 年産米の生産コスト 15,229 円/60kg(全国平均)と比べて 3 割程度低い水準となっているものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で 9,915 円/60kg まで減少していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。</p> | 農林水産省「農產物生産費」、「米及び麦類の生産費」 | 農林水産省 |

⁸ 認定農業者のうち、農業就業者 1 人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稻作付面積 15ha 以上層）

⁹ 米の販売金額が第 1 位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稻作付面積約 22ha）

| | | | | | | |
|----|--|--------------------|---|---|------------------------|-------|
| 66 | 6次産業の市場規模を2020年度に10兆円とする | 7.1兆円 (2017年度) | B | 目標達成時期が2020年度で、6次産業化の市場規模の射程を見直した2013年度から起算した目標達成期間が7年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。6次産業化の市場規模は、4.7兆円(2013年度)から7.1兆円(2017年度)まで拡大したものの、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で7.7兆円まで拡大していることが望ましいため、進捗は不十分であり、施策の更なる推進等が必要。 | 農林水産省「6次産業化総合調査」等 | 農林水産省 |
| 67 | 酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件にする | 461件 (2018年4月末) | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。酪農の6次産業化の取組件数は、236件(2014年)から461件(2018年4月末)まで増加しており、KPI達成のために現時点で必要な値である412件を上回った。 | 農林水産省調べ、一般社団法人中央酪農会議調べ | 農林水産省 |
| 68 | 2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践 | — | N | KPIの進捗把握については、2020年以降、調査項目を拡充した農林業センサス等を基に行う予定。 | 農林水産省「農林業センサス」等 | 農林水産省 |
| 69 | ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システムを2020年までに実現 | — | F | 遠隔監視による農業機械の無人自動走行システムの実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」において実施中。 有人監視下で自動走行する農業機械の市販化に向けては、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を2017年3月に策定。複数の農機メーカーが市販又は試験販売を開始。 | — | 農林水産省 |

| | | | | | | |
|----|--|--------------------|---|---|--------------------------------|-------|
| 70 | 2019年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する。また、2030年に5兆円の実現を目指す | 9,068億円 (2018年) | B | 目標達成時期が2019年で、目標達成期間が7年であるところ、「最新の数値」の時点では6年が経過。農林水産物・食品の輸出額は、4,497億円(2012年)から9,068億円(2018年)まで増加し、特に2017年から2018年までの1年で997億円増加したものの、目標達成期間に対する経過期間の割合を基に進捗を整理すると、目標達成に向けては、「最新の数値」の時点で9,214億円まで増加していることが望ましいため、施策の更なる推進等が必要。 | 財務省「貿易統計」 | 農林水産省 |
| 71 | 2028年までに、私有人工林に由来する林業・木材産業の付加価値額を倍増させる | — | N | 目標達成時期が2028年で、目標達成期間が11年であるところ、KPIの進捗評価に必要となる2018年の実績は、2020年3月頃に確定することから、現段階での評価は困難。 | 総務省「産業連関表」、農林水産省「木材需給表」「木材統計」等 | 農林水産省 |

| |
|---|
| I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる |
| 施策群：まちづくりと公共交通・ICT活用等の連携によるスマートシティ実現 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|-------------|-------------------|---|--------------------------------|-------|
| 72 | 2020年度末までに地域の防災力を高めるLアラート高度化システムやG空間防災情報システムを、それぞれ15の都道府県、100の地方公共団体に導入する | 都道府県： -、 | Lアラート： ト： N | Lアラートの高度化については、2018年度における実証実験を通じて、Lアラート情報の地図化に必要な都道府県防災情報システムへ追加するための標準仕様 | 総務省「地域IoT実装状況調査」 (2018年3月末) | 総務省 |

| | | | | | | |
|----|--|---------------------------|------------------|---|----------------------------------|-----|
| | | 地方公共団体 : 72 (2018年3月末) | G 空間防災情報システム : A | <p>を策定し、次年度以降、その普及展開を図る予定としており、現時点では進捗の評価が困難。</p> <p>G 空間防災システムについては、総務省「地域 IoT 実装状況調査」(2017年3月末)において、利用事例があるという回答が45団体から得られたところ、同調査(2018年3月末)においては、同様の回答を72団体から得ており、順調に進捗している。</p> | | |
| 73 | 2020年度末までに800の地方公共団体において、生活に身近な分野でのIoTを活用した取組を創出する | 272(2018年3月末) | B | 総務省「地域 IoT 実装状況調査」(2017年3月末)において、既に取組を実施しているという回答が128団体から得られたところ、同調査(2018年3月末)においては、同様の回答を272団体から得ている。 | 総務省「地域 IoT 実装状況調査」 (2018年3月末) | 総務省 |

| |
|--|
| I . 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる |
| 施策群：中小企業・小規模事業者の生産性革命の更なる強化 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|-------------------------------|---------|---|-------------|-------|
| 74 | サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%となることを目指す | 0.18% (2015年～2017年の平均の伸び率) | B | 2015年から2017年までの3か年で約0.18%の伸び率となった。目標達成に向けて更なる施策の推進が必要であり、中小企業・サービス産業等のIT化を進め、IT活用等支援人材を育成するとともに、関係省庁・関係業界団体との連携強化など、必要な施策を着実に進めていく。 | 内閣府「国民経済計算」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|--|-----------------------------------|---|---|-----------------------------|-------|
| 75 | 2020年までの3年間で全中小企業・小規模事業者の約3割に当たる約100万社のITツール導入促進を目指す | - | N | <p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が3年であるところ、KPIの進捗評価に必要となる2018年の実績は確認中であることから、現段階での評価は困難。</p> <p>生産性革命の実現のためには、政府の補助だけではなく、民間等における支援体制が拡がることが必要とされるため、当該KPIを設定した。</p> <p>今後、本KPIの達成に向けて、IT導入補助金等の政府による直接支援に加え、認定情報処理機関等を通じた間接支援など必要な施策を着実に進めていく。</p> | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 76 | 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす | 954,546社 (2016年度) | B | 2016年度実績は約954,546社である。目標達成期間(8年間)に単純増加するとした場合の2016年度の数値である約1,050,000社を約100,000社下回っている。目標達成に向けて、更なる施策の推進が必要であり、引き続き、ものづくり・商業・サービス補助金・IT導入補助金や「中小企業等経営強化法」に基づく支援、生産性向上特別措置法に基づく固定資産税を軽減する制度(ゼロ~1/2)等により、黒字中小企業・小規模事業者の増加を着実に促進していく。 | 国税庁「会社標本調査」 | 経済産業省 |
| 77 | 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になることを目指す。 【補助指標】 | 開業率 : 5.6% 廃業率 : 3.5% (2017年度) | N | <p>開業率・廃業率は2012年度に4.6%・3.8%であったところ、2017年度は5.6%・3.5%となっている。</p> <p>本KPIの達成に向けては、政府の施策だけでなく、社会の起業に対する意識の改革も必要とし、長期的な目標となるため、今後10年間を見据えた補助指標とし</p> | 厚生労働省「雇用保険事業年報」及び「雇用保険事業月報」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|----|--|--|-------------|---|------------------------------|-------|
| | 起業活動指数（「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合）を今後10年間で倍増させる | 【補助指標】 4.7% (2017年度) | 【補助指標】 B | て、起業活動指数を設定した。当該補助指標は2017年度調査において4.7%となり、2014年度調査結果(3.8%)を2024年度調査結果で倍増させることとした場合に望まれる数値(4.9%)を下回っている。引き続き起業意識の改善状況を見据えながら、本指標である開業率・廃業率の目標達成に向けて、関連施策を講じていく。 | 【補助指標】 経済産業省「起業家精神に関する調査」 | |
| 78 | 中小企業の海外子会社保有率を2023年までに、2015年比で1.5倍にする。 | 1.03倍 (2016年) | N | 目標達成時期が2023年で、目標達成期間が6年であるところ、KPIの進捗評価に必要となる2018年の実績は、2020年7月頃に確定することから、現段階での評価は困難。 | 中小企業庁「中小企業実態基本調査」 | 経済産業省 |
| 79 | 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的技術開発プロジェクトを、毎年200程度を目標に、5年間で約1,000支援 | 207件 (2016年度) 282件 (2017年度) 270件 (2018年度) | A | 2016年度は207件、2017年度は282件、2018年度は270件のプロジェクトを支援している。 | 経済産業省・文部科学省調べ | 経済産業省 |

I. 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と、変革の牽引力となる「フラッグシップ・プロジェクト」等 [4]「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

施策群：観光・スポーツ・文化芸術

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|--|---------|---|---------------------|----------------|
| 80 | 訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す | 28,691,073 人（2017 年確定値） 31,191,856 人（2018 年暫定値） | B | <p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。</p> <p>訪日外国人旅行者数は、2018 年は一連の災害の影響により、9 月にはマイナスになるなど伸び率が落ち込んだものの、各種対策を講じたことにより伸び率が回復し、KPI 達成のため 2018 年時点では必要である 3,190 万人を下回ったが、年末には 3,000 万人の大台に到達し、3,119 万人となった。</p> <p>今後とも、多言語対応や無料 Wi-Fi 等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めることにより、2020 年 4,000 万人の目標を達成できるよう訪日外国人を確実に増加させる。</p> | 日本政府観光局 「訪日外客統計」 | 国土交通省 (観光庁) |
| 81 | 訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す | 4 兆 4,162 億円（2017 年確定値） | B | <p>目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。</p> <p>訪日外国人旅行消費額は、2018 年も着実に増加し、4 兆 5,189 億円となった（※）が、KPI 達成のため 2018 年時点で必要である 6 兆 1,908 億円を下回った。</p> | 観光庁「訪日外国人消費動向調査」 | 国土交通省 (観光庁) |

| | | | | | | |
|----|---|--|---|--|------------------------------|------------|
| | | 4兆5,189億円（2018年確定値） | | (※)なお、従来は空港を利用する旅客を中心に調査を行っていたが、短期滞在の傾向があるクルーズ客の急増を踏まえ、2018年からこうした旅客を対象とした調査も行い、調査結果に反映した。従来ベースの推計方法で2018年の訪日外国人旅行消費額を推計すると、4兆8千億円となる。 今後とも、多言語対応や無料Wi-Fi等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めることにより、2020年8兆円の目標を達成できるよう訪日外国人旅行消費額を確実に増加させる。 | | |
| 82 | 地方部での外国人延べ宿泊者数を2020年に7,000万人泊、2030年に1億3,000万人泊とすることを目指す | 3,266万人泊（2017年確定値） 3,636万人泊（2018年速報値） | B | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点では3年が経過。 地方部での外国人延べ宿泊者数は、2018年も着実に増加し、3,636万人泊となつたが、KPI達成のため2018年時点で必要である5,206万人泊を下回った。 今後とも、多言語対応や無料Wi-Fi等の着地整備、新たな観光コンテンツの開発等を進めることにより、2020年7,000万人泊の目標を達成できるよう地方への誘客や消費拡大に取り組む。 | 観光庁「宿泊旅行統計調査」 | 国土交通省（観光庁） |
| 83 | 外国人リピーター数を2020年に2,400万人、2030年に3,600万人とすることを目指す | 1,761万人（2017年確定値） | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点では3年が経過。 | 観光庁「訪日外国人消費動向調査」 及び日本政府観光 | 国土交通省（観光庁） |

| | | | | | | |
|----|---|--|---|--|--------------------------------------|----------------|
| | | 1,938万人 (2018年確定値) | | 外国人リピーター数は、2018年で1,938万人となっており、KPI達成のため2018年時点が必要である1,904万人を上回った。 | 局「訪日外客統計」 | |
| 84 | 日本人国内旅行消費額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す | 21.1兆円 (2017年確定値) 20.5兆円 (2018年確定値) | B | <p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。</p> <p>日本人国内旅行消費額は、2018年で20.5兆円となっており、KPI達成のため2018年時点が必要である20.8兆円を下回った。</p> <p>今後とも、日本人にも魅力ある観光コンテンツの開発や、ビジネスと観光が融合した新たな旅行形態の普及に向けた検討等を進めることにより、2020年21兆円の目標を達成できるよう国内観光の振興に取り組む。</p> | 観光庁「旅行・観光消費動向調査」 | 国土交通省 (観光庁) |
| 85 | 地方の免税店数を約6,600店（2015年4月）から、2018年に20,000店規模へと増加させる | 18,096店 (2018年10月) | A | <p>目標達成時期が2018年で、目標達成期間が4年であるところ、「最新の数値」の時点で3年6か月が経過。</p> <p>地方の免税店数は、2018年10月で18,096店となっており、KPI達成のため2018年10月時点が必要である18,319店をおおむね達成した。</p> | 国税庁集計 | 国土交通省 (観光庁) |
| 86 | 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国として不動の地位を築く | アジア1位 ※世界7位 | A | 国際会議開催件数は、2016年に引き続き、2017年もアジア第1位となった。 | ICCA（国際会議協会）「ICCA Statistics Report」 | 国土交通省 (観光庁) |

| | | | | | | |
|----|---|-------------------------|---|--|---|-------|
| | | 国際会議開催件数：414 (2017年) | | | | |
| 87 | スポーツ市場規模を2020年までに10兆円、2025年までに15兆円に拡大することを目指す | 5.5兆円 (2015年) | N | 株式会社日本政策投資銀行が中心となり、スポーツ市場規模を国際比較可能かつ安定的に算出する手法について欧州の先行事例を参考に検討を行い、産業連関表を活用してスポーツ市場規模を推計するという方向性を得たところであり、「最新の数値」が得られ次第評価を行う。 | 株式会社日本政策投資銀行の調査を基に文部科学省作成 | 文部科学省 |
| 88 | 全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017年から2025年までに20拠点を実現する。 | — | N | KPIの対象となるスタジアム・アリーナの選定基準について、今後、関係省庁及び外部有識者等の意見を踏まえて速やかに選定基準を策定する。同基準策定後、認定を行う。 | 文部科学省調べ | 文部科学省 |
| 89 | 成人の週1回以上のスポーツ実施率を、2015年の40.4%から、2021年までに65%程度向上することを目指す | 55.1% (2018年度調査) | A | 成人の週1回以上のスポーツ実施率は、2015年度は40.4%であったところ、2018年度は55.1%となっている。 65%の達成に向けて2015年から2021年までの6年間で単純増加するとした場合の数値である52.7%を上回っており、進捗が十分である。目標達成に向けて、今後、更なる施策の推進が必要であり、「スポーツ実施率向上のための行動計画」(2018年9月策定)に基づき、子供、ビジネスパーソン、高齢者、女性、障害者を主な対象とした施策などを着実に実施していく。 | 「東京オリンピック・パラリンピックに関する世論調査」(2015年度)、 「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(2018年度) | 文部科学省 |

| | | | | | | |
|----|---|---|---|--|---|-------|
| | | | | 例えば、官民の連携によりビジネスパーソンが運動・スポーツに気軽に取り組める気運の醸成に取り組む。 | | |
| 90 | 2025年までに、文化GDPを18兆円(GDP比3%程度)に拡大することを目指す | 8.9兆円 (2016年) | B | <p>2016年の数値(速報値)は8.9兆円であった。今後、目標達成に向けて、付加価値を生み出す文化芸術の支援を充実するとともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各分野との連携を強めていく。</p> <p>なお、文化芸術産業の経済規模(いわゆる文化GDP)については、現在、ユネスコ(国連教育科学文化機関)において文化の経済的な価値を測る国際的な指標づくりが進められているところであり、この国際的枠組みの議論に積極的に参画しつつ、目標値も含めてKPIの再検討を進める。</p> | 平成27年度文化庁委託事業「文化産業の経済規模及び経済波及効果に関する調査研究事業」(ニッセイ基礎研究所)を基にした2016年度速報値 | 文部科学省 |
| 91 | 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が約80%まで上昇、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の役割が約40%まで増加することを目指す | 鑑賞活動をする者の割合 : 59.2% 鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合 : 28.1% | N | <p>2016年度「文化に関する世論調査」においては、鑑賞活動をする者の割合 : 59.2%、鑑賞以外の文化芸術活動をする者の割合 : 28.1%となっている。</p> <p>今後、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機として「日本博」をはじめとする文化プログラムを推進するなど、あらゆる人々が文化芸術活動に参加する社会の実現を目指した施策を一層推進する。</p> | 「文化に関する世論調査」(2016年11月 内閣府) | 文部科学省 |

| |
|---|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備 |
| 施策群：基盤システム・技術への投資促進 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|---------------------------------|---------|--|--|-------|
| 92 | 業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例を 2020 年度までに 30 事例創出する | 25 事例 (2019 年 3 月末) | A | 生産性向上特別措置法における特定革新的データ産業活用については、所要の制度整備を 2018 年 7 月に完了しており、引き続き認定事業の創出を促進する。また、「産業データ共有促進事業費補助金」により、複数の企業間で連携してデータの収集・共有を行う事業を 25 件創出した。これらの取組により業種・事業者を横断するデータ共有を行う事例は、順調に拡大している。 | 生産性向上特別措置法における特定革新的データ産業活用制度、経済産業省事業により創出された業種・事業者を横断するデータ共有を行う事業数 | 経済産業省 |
| 93 | 2020 年までに、情報処理安全確保支援士登録数 3 万人超を目指す | 17,360 名 (2018 年 10 月 1 日現在) | A | 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は、2017 年 4 月から半年ごとに情報処理安全確保支援士の登録を実施。2018 年 10 月には、8,214 名の登録があり、累計 17,360 名が登録されており、順調に進捗している。 | IPAによる集計 | 経済産業省 |
| 94 | OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で、現在の 1 位を引き続き維持することを目指す | 第 1 位 (2014 年 9 月) | A | 2015 年 7 月に公表された OECD デジタル経済白書において、OECD 加盟国のブロードバンド料金比較（単位速度当たり料金）で引き続き 1 位を維持。 | OECD「デジタル経済白書（OECD Digital Economy Outlook 2015）」 | 総務省 |

| | | | | | | |
|----|---|---------------------------|---|---|------------------------------------|-----|
| 95 | 避難場所・避難所や、観光案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等について、2019年度までに約3万箇所のWi-Fi環境の整備を目指す | 整備済み箇所約2.4万箇所（2018年10月1日） | B | 2017年10月1日において約2.1万箇所が整備済みであったところ、2018年10月1日においては約2.4万箇所が整備済みとなっている。今後、目標達成に向け、「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」に基づき、Wi-Fi環境の整備の更なる推進が必要。 | 総務省「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」（2018年12月） | 総務省 |
|----|---|---------------------------|---|---|------------------------------------|-----|

| |
|---|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備 |
| 施策群：AI時代に対応した人材育成と最適活用 |

| 整理No. | KPI | 最新の数値 | KPIの進捗 | KPIの進捗の詳細 | KPIの出典 | 主担当省庁 |
|-------|--------------------------------------|--------------------|--------|--|---------------------|-------|
| 96 | 「新たなITパスポート試験」の受験者数を2023年度までに50万人とする | N | N | 2018年度から新たにKPIとして設定。2019年度から試験を開始するため、2018年度に制度設計を行ったところ。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 97 | 海外への大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 | 55,969人 (2016年) | B | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が6年間であるところ、「最新の数値」の時点で3年が経過。大学生等の留学数は、55,946人から55,969人と上昇しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である約8.3万人を下回っている。独立行政法人日本学生支援機構の調査により把握している我が国の大學生等に在籍しながらの短期留学者数（2013年度：69,869人→2017年度：105,301人）も考慮しつつ、施策の更なる推進が必要。 | 日本人の海外留学者数（文部科学省調べ） | 文部科学省 |

| | | | | | | |
|-----|--|-----------------------------------|---|--|-------------------------------|-------|
| 98 | 授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100% を目指す | 76.6% (2017 年) | B | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。当該教員の割合は、71.4% から 76.6% と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である 85.7% を下回っており、施策の更なる推進が必要。 | 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 | 文部科学省 |
| 99 | 無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100% とする | 38.3% (2017 年度) | B | 目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。当該整備の割合は、27.2% から 38.3% と上昇しているものの、KPI 達成のために現時点で必要な値である 63.6% を下回っており、施策の更なる推進が必要。 | 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 | 文部科学省 |
| 100 | 学習者用コンピュータを 2020 年度までに 3 クラスに 1 クラス分程度整備する | (参考 : 2017 年度) 児童生徒 5.6 人に 1 台 | N | 2018 年度から新たに KPI として設定。児童生徒 5.9 人に 1 台から児童生徒 5.6 人に 1 台に上昇しているが、進捗が芳しくないため、更なる施策の推進が必要。 | 文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」 | 文部科学省 |
| 101 | 都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率について、2020 年度までに 100% を目指す | 73.9% (2017 年度) | A | 目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 3 年が経過。都道府県及び市町村における IT 環境整備計画の策定率は、38.3% から 73.9% へと大幅に上昇しており、KPI 達成のために現時点で必要な値である 66% を達成している。 | 文部科学省調べ | 文部科学省 |
| 102 | 2020 年までに英語教員の英語力強化 (CEFR の B2 レベル以上 中学校 : 28% から 50%、高校 52% から 75%) | 中学校 36.2%、 | B | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。前年度の数値に比べ、中学校が 33.6% から 36.2%、高 | 文部科学省「英語教育実施状況調査」 | 文部科学省 |

| | | | | | | |
|-----|---|---|---|--|-------------------|-------|
| | | 高等学校 68.2% (2018 年12月現在) | | 等学校が65.4%から68.2%と上昇しており、KPI達成のために現時点で必要な値である43.7%及び68.4%を、中学校は下回り、高等学校はほぼ達成している。特に中学校の英語教員について更なる施策の推進が必要。 | | |
| 103 | 生徒の英語力について、中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル相当以上を達成した中高生の割合を2022年度までに5割以上にする | 中学校卒業段階42.6%、高等学校卒業段階40.2%（平成30年12月現在） | B | 目標達成時期が2022年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。生徒の英語力は、前年度と比べ数値が中学校卒業段階で40.7%から42.6%、高等学校卒業段階で39.3%から40.2%に増加しており、KPI達成のために現時点で必要な値である42.6%及び41.4%を、中学校卒業段階は達成しており、高等学校卒業段階は下回っている。特に高等学校卒業段階について更なる施策の推進が必要。 | 文部科学省「英語教育実施状況調査」 | 文部科学省 |
| 104 | 国際バカロレア認定校等を2020年度までに200校以上 | 国際バカロレア認定校等 138校 (候補校等含む。2019年3月) | B | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。認定校等の数は54校から138校に増加しているものの、KPI達成に向けては、最終年である2020年度までに62校の増加が必要であり、施策の更なる推進が必要。2018年度以降は、国内の国際バカロレア(IB)普及促進の核となる環境整備として、コンソーシアムの構築を行い、一条校等におけるIB導入・運営に係る支援を引き続き促進。 | 文部科学省調べ | 文部科学省 |

| | | | | | | |
|-----|---|------------------------|---|--|--|-------|
| 105 | 第四次産業革命スキル習得講座認定を受けた講座数を2020年度までに100講座とする | (参考:2019年4月) 54講座 | N | 2018年度から新たにKPIとして設定。2018年4月時点の23講座から、2019年4月時点では54講座まで増加しており、KPI達成のために現時点で必要な値を達成している。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 106 | AI分野等に係る職業実践力育成プログラム(BP)認定数を2023年度までに倍増する | (参考:2019年4月) 10課程 | N | 2018年度から新たにKPIとして設定。2017年度の7課程から3課程増加しており、順調に進捗している。 なお、2019年10月1日より新たに4課程認定されるため、これにより目標を達成。 | 文部科学省調べ | 文部科学省 |
| 107 | 大学・専門学校等での社会人受講者数を2022年度までに100万人とする | 約50万人 (2016年) | B | 目標達成時期が2022年度で、目標達成期間が7年間であるところ、「最新の数値」の時点で1年が経過。大学・専門学校等での社会人受講者数は約46万人 ¹⁰ から約50万人と上昇しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である約54万人を下回っている。昨年度より「人生100年時代構想会議」等での検討を踏まえ、社会人向けプログラムの新規開発・拡充等の具体的な施策の充実を図っているところであり、これらの効果が反映されるよう、更なる施策の推進が必要。 | 文部科学省「学校基本調査」、「短期大学教育の改善等の状況」、「大学における教育内容等の改革状況について」、文部科学省調べ(私立高等学校等の実態調査) | 文部科学省 |
| 108 | 2022年:専門実践教育訓練給付の対象講座数を5,000とする | 3,275講座 (2019年4月現在) | B | 目標達成時期が2022年で、目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で2年が経過。 2,417講座から3,275講座に増加しているが、KPI達 | 厚生労働省調べ | 厚生労働省 |

¹⁰ 未来投資戦略2018策定時点での数値は約49万人であったが、その後確定値を基に再計算した2015年の数値は約46万人。

| | | | | | | |
|-----|-------------------------------|-----------------------|---|---|--------------------------|--------------|
| | | | | 成のために現時点で必要な値である3,450講座を下回っている。2018年度に専門実践教育訓練の対象講座の指定基準の見直しを行い、2019年4月指定講座から指定対象講座を拡大したところ。今後、目標達成に向け、更なる施策の推進を図る。 | | |
| 109 | 2020年：上場企業役員に占める女性の割合 10% | (参考) 4.1% (2018年) | N | 2018年度から新たにKPIとして設定。上場企業役員に占める女性の割合の「最新の数値」は2018年7月時点のものであり、現時点で評価することは困難。 | 東洋経済新報社 「役員四季報」 | 内閣府（男女共同参画局） |
| 110 | 2020年：民間企業の課長相当職に占める女性の割合 15% | (参考) 11.2% (2018年) | N | 2018年度から新たにKPIとして設定。民間企業の課長相当職に占める女性の割合の「最新の数値」は2018年6月時点のものであり、現時点で評価することは困難。 | 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」 | 厚生労働省 |
| 111 | 2020年：25～44歳の女性就業率 77% | 76.5% (2018年) | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。女性就業率は68%から76.5%まで上昇しており、KPI達成のため現時点で必要な値である74.8%を達成している。 | 総務省「労働力調査」 | 厚生労働省 |
| 112 | 2020年：第1子出産前後の女性の継続就業率 55% | 53.1% (2015年) | A | 「最新の数値」は、目標達成に向けて着実に前進しており、取組状況は順調である。 | 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」 | 厚生労働省 |
| 113 | 2020年度末までに32万人分の保育の受け皿整備 | - | N | 2018年度から新たにKPIとして設定。保育の受け皿の「最新の数値」は2018年4月時点のもの（294.4万人）であり、現時点で評価することは困難。 | 厚生労働省「『待 | 厚生労働省 |

| | | | | | | |
|-----|--|-------------------------|---|--|--------------------------------------|----------------|
| | | | | | 機児童解消加速化 プラン』集計結果」(2018 年9月7日) | |
| 114 | 2018年度末までに約30万人分の放課後児童クラブの受け皿を整備するとともに、2023年度末までに更に約30万人分整備する。 | 297,914人 (2018年5月1日) | A | 登録児童数は936,452人（2014年度（初年度））から1,234,366人（2018年5月1日）と297,914人増加し、「2018年度末までに約30万人分」を達成している。 | 厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」 | 厚生労働省 |
| 115 | 2020年：男性の育児休業取得率 13% | 5.14%（2017年） | B | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が9年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。男性の育児休業取得率は2.63%から5.14%まで上昇したもの、KPI達成のために現時点で必要な値である9.54%を下回っており、施策の更なる推進が必要。 | 厚生労働省「雇用均等基本調査」 | 厚生労働省 |
| 116 | 2020年：男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 80% | 55.9%（2016年） | B | 目標達成時期が2020年で、「最新の数値」の時点から残り4年間となっており、目標達成のためには、2016年以降、年平均約6%上昇することが望ましく、施策の更なる推進が必要。 | 委託調査研究（内閣府） | 内閣府（子ども・子育て本部） |
| 117 | 2020年：60～64歳の就業率 67% | 68.8%（2018年） | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。60～64歳の就業率は57.7%から68.8%まで上昇しており、KPIを達成している。 | 総務省「労働力調査」 | 厚生労働省 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------------|--------------------------|---|---|------------------|-------|
| 118 | 2022年：障害者の実雇用率 2.3% | 2.05% (2018年6月 1日) | A | <p>本KPIについては、2013年の「日本再興戦略」では、2020年に2.0%とのKPIとしていたところ、2018年4月からの法定雇用率の引上げに合わせて「未来投資戦略2018」において「2022年：障害者の実雇用率2.3%」に改定した。それに伴い、2018年以降のKPI達成に必要な数値も改定した。</p> <p>目標達成時期が2022年で、KPI改定後の目標達成期間が5年であるところ、「最新の数値」の時点で障害者の実雇用率は2.05%であり、KPI達成のため2018年に必要な値である2.04%を達成している。</p> | 厚生労働省「障害者雇用状況報告」 | 厚生労働省 |
| 119 | 2020年度末：不本意非正規雇用労働者の割合 10%以下 | 12.8%（2018年） | B | <p>目標達成時期が2020年度末で、目標達成期間が6年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。不本意非正規雇用労働者の割合は18.1%から12.8%まで減少しているが、KPI達成のために現時点での必要な値である12.7%を上回っており、施策の更なる推進が必要。</p> | 総務省「労働力調査」 | 厚生労働省 |
| 120 | 2020年：転職入職率 9.0% | 8.6% (2017年) | B | <p>目標達成時期が2020年で、目標達成期間が7年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。転職入職率（パートタイムを除く一般労働者）は8.7%から8.6%まで減少し、KPI達成のために現時点での必要な値である8.9%を下回っており、施策の更なる推進が必要。</p> | 厚生労働省「雇用動向調査」 | 厚生労働省 |

| | | | | | | |
|-----|-----------------------------------|---------------------------------------|---|--|---------------------------|------------|
| 121 | 2020年：20～64歳の就業率 81% | 81.8%（2018年） | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。20～64歳の就業率は75.2%から81.8%まで上昇しており、KPIを達成している。 | 総務省「労働力調査」 | 厚生労働省 |
| 122 | 2020年：20～34歳の就業率 79% | 80.5%（2018年） | A | 目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。20～34歳の就業率は74.4%から80.5%まで上昇しており、KPIを達成している。 | 総務省「労働力調査」 | 厚生労働省 |
| 123 | 2020年：テレワーク導入企業を2012年度（11.5%）比で3倍 | 19.1%（2018年） | B | 2018年度から新たにKPIとして設定。目標達成時期が2020年で、目標達成期間が8年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。テレワーク導入企業の割合は、11.5%から19.1%と上昇しているものの、KPI達成のために現時点で必要な値である28.8%を下回っており、施策の更なる推進が必要。 | 総務省「通信利用動向調査」 | 総務省（厚生労働省） |
| 124 | 2020年までに外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 | 208,901人 ¹¹ (2018年5月1日) | B | 当該KPIの達成期間は2013～2020年であるところ、「最新の数値」の時点で5年が経過。我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は135,519人から208,901人まで増加している（約7.3万人の増加）が、KPI達成のために現時点で必要な増加数（約11.7万人）を下回っている。なお、高等教育機関への進学等を前提として日本語の学修を目的に日本語教育機関に在籍する外国人留学生は90,079人となっており、 | （独）日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」 | 文部科学省 |

¹¹ 大学（大学院を含む）、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、準備教育課程における外国人留学生数

| | | | | | | |
|-----|---|---------------------------|---|--|----------------|-------|
| | | | | <p>それを加えた外国人留学生数は 298,980 人となっている。</p> <p>高等教育機関における留学生受入れの増加に向けて、海外における日本留学の魅力の統合的な発信、奨学金の充実、留学生の就職促進を図る大学の取組の支援等を実施し、日本留学の魅力向上を図るとともに、国際化を徹底して進める大学を重点支援する等の取組を総合的に実施していくことで KPI 達成を目指す。</p> | | |
| 125 | 2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す | 15,386 人 (2018 年 12 月) | A | 10,000 人の高度外国人材の認定については、目標達成時期が 2020 年末であるところ、2018 年 12 月末までに認定された高度外国人材が 15,386 人となり、前倒しで目標を達成。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指していく。 | 法務省入国管理局 調べ | 経済産業省 |

| |
|--|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [1] データ駆動型社会の共通インフラの整備 |
| 施策群：イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|--|--|---------|--|-----------------------------|---------------|
| 126 | 今後 10 年間（2023 年まで）で世界大学ランキングトップ 100 に我が国の大が 10 校以上入ることを目指す | THE 誌 ¹² : 2 校 THE 誌 ^{2¹³} : 5 校 QS 社 ¹⁴ : 5 校 上海交通大学 ¹⁵ : 3 校 | B | 現時点では各ランキングにおいて目標達成に必要な数値に達しておらず、今後取組を進め目標達成を目指す。 | 最新の数値覧のそれぞれの脚注で示したランキング等を参照 | 文部科学省 |
| 127 | 大学の特許権実施許諾件数を 2020 年度末までに 5 割増にすることを目指す | 15,798 件 ¹⁶ (2017 年度) | A | 大学の特許権実施許諾件数については、2013 年度実績の 9,856 件に対して、2020 年度末までに 5 割増の 14,784 件を目標としているところ、2017 年度実績は 15,798 件であり、目標を達成した。 | 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」 | 文部科学省 |
| 128 | 国内セクター間の研究者移動者数を 2020 年度末までに 2 割増にすることを目指す | 国内セクター間の研究者移動者数 : | B | 総務省の調査によると、2013 年度実績の 10,150 名に対して、2017 年度実績では、2016 年度実績を 117 名上回 | 総務省「科学技術研究調査結果 | 内閣府（政策統括官（科学技 |

¹² Times Higher Education "World University Rankings 2019"

¹³ Times Higher Education "World Reputation Rankings 2018"

¹⁴ Quacquarelli Symonds Ltd "World University Rankings 2019"

¹⁵ "Academic Ranking of World Universities 2018"

¹⁶ 大学等（国公私立大学（短期大学を含む。）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関の特許権実施等（実施許諾または譲渡した特許権（「特許を受ける権利」段階のもの含む。））

| | | | | | | |
|-----|---|--|---|--|-----------------|-------------------|
| | | 10,506名 (2017年度) | | ったものの、KPI達成のため現時点で必要な値である11,310名を下回った。 | | 術・イノベーション担当)) |
| 129 | 国立大学法人の第3期中期目標・中期計画期間（2016年度～2021年度）を通じて、各大学の機能強化のための戦略的な改革の取組（改革加速期間中（2013年度～2015年度）の改革を含む。）への配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合を4割程度とすることを目指す | 38.2%（2017年度実績、配分及びその影響を受ける運営費交付金等の額の割合について、文部科学省において算出） | A | 2017年度の数値は38.2%で、目標とする4割程度の達成に向けて着実に進捗しており、第3期中期目標・中期計画期間を通じて目標達成を目指す。 | 文部科学省において算出 | 文部科学省 |
| 130 | 2025年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を3倍増にすることを目指す | 1,361億円 (2017年度実績) | B | 2016年度実績1,244億円に対し、2017年度1,361億円と推移しているが、KPI達成のため現時点で必要な値である1,799億円を下回っている。今後、民間の研究開発投資を呼び込む新しい研究開発支援手法やオープンイノベーションの更なる推進等により、KPI達成を目指す。 | 総務省「科学技術研究調査結果」 | 内閣官房（日本経済再生総合事務局） |
| 131 | 2020年度末までに40歳未満の大学本務教員の数を1割増にすることを目指す | 43,153人 (2016年度) | B | 本KPIは2016年1月に閣議決定された「第5期科学技術基本計画」において国公私立大学全体に課せられた数値目標であり、2013年度の数値（43,763人）を基準としているところ、2016年度は2013年度を610人下回っており、目標達成に必要な数値に達していない。今 | 文部科学省「学校教員統計調査」 | 文部科学省 |

| | | | | | | |
|-----|--|---|---|--|---|----------------------------|
| | | | | 後、優れた若手研究者が安定かつ自立したポストに就いて活躍することを促す「卓越研究員事業」や、国立大学が実施する年俸制、クロスアポイントメント制度などの人事給与改革の推進とその進捗状況の運営費交付金への反映（共通指標として設定）等を推進することで、KPI達成を目指す。 | | |
| 132 | 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする | 3.48%（2017年度実績） | B | 2017年度実績は2016年度実績から0.05%上昇した。今後、「第5期科学技術基本計画」、「統合イノベーション戦略」等に沿った科学技術イノベーション政策の着実な実施や2016年12月に策定した「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」の具体化等を通じて、KPI達成を目指す。 | 総務省「科学技術研究調査結果」 | 内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）） |
| 133 | 大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年度末までに倍増にすることを目指す | 大学等との大型共同研究 ¹⁷ ：1,052件（2017年度） 研究開発法人との大型共同 | A | 2013年度実績は大学において600件、研究開発法人において90件であったところ、2019年2月に2017年度の「大学等における産学連携等実施状況について」が公表され、大学等における民間企業との大型共同研究件数は2016年度より134件増加した。 一方、内閣府が2017年度に実施した調査によると、2016年度には研究開発法人における民間企業との大型共同研究の総件数は233件となっている。 | 1) 文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」 2) 内閣府「独立行政法人等の科学技術関係活動 | 内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）） |

¹⁷ 大学等（国公私立大学（短期大学を含む。）、国公私立高等専門学校、大学共同利用機関）と民間企業との大型共同研究（1,000万円以上のもの）

| | | 研究 ¹⁸ ：233 件 (2016 年度) | | | 等に関する調査」 | |
|-----|--|--------------------------------------|---|---|--|----------------------------|
| 134 | 企業価値又は時価総額が 10 億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出 | — | N | <p>特に未上場企業については、価値算定が難しく、様々な調査結果が出ているところ、適切な方法・出典の選択について引き続き検討する。</p> <p>【参考値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未上場ベンチャー企業：2 社 (JAPAN STARTUP FINANCE REPORT 2018(2019 年 2 月現在)) ・上場ベンチャー企業：5 社 (内閣府調べ (2019 年 4 月現在)) | 内閣府において算出予定 | 内閣府（政策統括官（科学技術・イノベーション担当）） |
| 135 | ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す。 | 0.030% (2015 年 - 17 年の 3 か年平均) | B | KPI 達成のため現時点で必要な値である 0.0358% (3 か年平均) を下回った。2017 年単年では、2014 年と比べ 0.013 ポイント増加の 0.036% となった。引き続き、ベンチャー・エコシステムの構築を進めることで、KPI 達成を目指す。 | 内閣府「国民経済計算」、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター「ベンチャーホワイトペーパー」 | 経済産業省 |

¹⁸ 研究開発法人と民間企業との大型共同研究 (1,000 万円以上のもの)

II. 経済構造革新への基盤づくり [1]データ駆動型社会の共通インフラの整備

施策群：知的財産・標準化戦略

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|--|------------------------|---------|--|---------|-------|
| 136 | 中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15%とする | 15% (2017 年) | A | 2013 年には 12%、2014 年には 13%、2015 年には 14%、2016 年には 15%であったところ、2017 年は 15%となっており、順調に推移している。 | 特許庁調べ | 経済産業省 |
| 137 | 2020 年度までに 1 年当たりの地方における面接審査件数を 1,000 件とする | 836 件(2018 年度 1 月末) | A | 年間を通じ、出願人等からの要請に応じて出張面接審査を実施。 2015 年度から開始した特許庁の知財支援イベントである「巡回特許庁」における出張面接審査の普及及び実施、並びに 2017 年 7 月に大阪府に開設された独立行政法人工業所有権情報・研修館近畿統括本部における出張面接審査の実施に取り組んでおり、順調に推移している。 目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 6 年であるところ、「最新の数値」の時点で 4 年が経過。KPI 達成のため 2018 年度時点で必要である 810 件程度を上回った。 | 特許庁調べ | 経済産業省 |
| 138 | 国際標準化機関における幹事国引受件数を 2020 年度末までに 100 件超に増やす | 101 件 (2017 年 末) | A | 2017 年末の時点で、2020 年度末までの目標値を上回っているが、この水準を引き続き維持するよう努める。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|-----|--|-------------------------|---|---|---------|-------|
| 139 | 2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する | 19 件 (2018 年度 実績) | B | <p>中堅・中小企業等が「新市場創造型標準化制度」を利用し、標準化に至った規格数を計数。</p> <p>現在、日本工業標準調査会での標準化承認済案件は JIS 案件が 37 件、ISO 案件が 2 件、IEC 案件が 1 件ある。既に JIS 規格として制定済の案件は 2018 年度時点で 19 件存在。</p> <p>今後も引き続き、制定準備段階の案件の標準化を着実に進めつつ、更なる新規案件の掘り起こしや制度の周知を図ることで、標準化件数を増加させる予定。</p> | 経済産業省調べ | 経済産業省 |
| 140 | 今後 10 年間（2023 年まで）で、権利化までの期間を半減させ、平均 14 月とする | 平均 14.1 月 (2017 年度) | A | 2016 年度の権利化までの期間は 14.6 月であったところ、2017 年度においては 14.1 月まで短縮しており、概ね順調に推移している。 | 特許庁調べ | 経済産業省 |

II. 経済構造革新への基盤づくり [2] 大胆な規制・制度改革

施策群：サンドボックス制度の活用と縦割規制からの転換／プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備／競争政策の在り方

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|-------------|---|-------|---------|---|-------------|--------------------|
| 134 (再掲) | 企業価値又は時価総額が 10 億 ドル以上となる、未上場ベンチャー企業（ユニコーン）又は上場ベンチャー企業を 2023 年までに 20 社創出 | — | N | <p>特に未上場企業については、価値算定が難しく、様々な調査結果が出ているところ、適切な方法・出典の選択について引き続き検討する。</p> <p>【参考値】</p> <p>・未上場ベンチャー企業：2 社（JAPAN STARTUP</p> | 内閣府において算出予定 | 内閣府（政策統括官（科学技術・イノベ |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|---|--|---------|
| | | | | FINANCE REPORT 2018(2019年2月現在) ・上場ベンチャー企業：5社（内閣府調べ（2019年4月現在）） | | ーション担当） |
|--|--|--|--|---|--|---------|

| |
|---------------------------------|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [2]大胆な規制・制度改革 |
| 施策群：投資促進・コーポレートガバナンス |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|--|---------|---|---------|-------|
| 141 | 大企業 (TOPIX500) の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜色のない水準を目指す | 2018 年度 日本：4.0% (TOPIX500) 米国：6.2% (S&P500)： 欧州：4.2% (BE500) | B | 目標達成時期が 2025 年で、目標達成期間が 9 年であるところ、2018 年度の時点が 2 年目に当たる。日本の ROA は 2016 年度が 3.8%、2017 年度が 4.0%、2018 年度が 4.0%と推移しており、未だ欧米企業の ROA 水準から乖離している。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |

| |
|---------------------------------|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [2]大胆な規制・制度改革 |
| 施策群：国家戦略特区の推進 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|------------|--|---------------|---------|---|---------------------------|---------------|
| 47 (再掲) | 2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国 3 位以内に入る | 25 位 (2019 年) | B | 目標達成時期が 2020 年で、目標達成期間が 7 年であるところ、2017 年の時点で 5 年半が経過。2019 年の順位は、25 位（昨年比 1 位下落）である。KPI 達成 | 世界銀行「Doing Business 2019」 | 内閣官房 (日本経済 |

| | | | | | | |
|------------|------------------------------------|---------------|---|--|---------------------------------|---------------------------|
| | | | | に向けて順調に推移しているとは言えず、施策の更なる推進が必要。現在、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化、裁判手続等のIT化等について事業環境の改善に向けた取組を推進中。今後も、「事業環境改善のための関係省庁連絡会議」において整理された項目ごとの取りまとめ省庁が中心となって、事業環境の改善に向けた取組を推進することで、KPI達成を目指す。 | | 再生総合事務局) |
| 57 (再掲) | 2020年までに、都市総合力ランキングにおいて、東京が3位以内に入る | 3位 (2018年) | A | 東京の都市総合力ランキングは2016年に3位を達成し、2018年も2016年、2017年に引き続き3位である。 | 森記念財団都市戦略研究所「世界の都市総合力ランキング2018」 | 内閣官房 (日本経済 再生総合事務局) |

| |
|-----------------------------------|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [3]海外の成長市場の取り込み |
| 施策群：「Society 5.0」の国際展開とSDGs達成 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|-------------------------------------|---------|--|-------------------------------|---------------------------|
| 142 | 我が国企業の2020年のインフラシステム受注約30兆円（2010年約10兆円） | 約21兆円 (「事業投資」による収入額を含む。) (2016年) | B | 2010年の受注実績が約10兆円であるのに対し、2016年の実績は約21兆円であり、目標達成のため、2010年以降受注実績額が毎年均等に増加したと仮定した場合の値である22兆円を下回っており、インフラシステム輸出戦略など必要な施策を更に着実に実施する。 | 内閣府「機械受注統計」等の統計値や業界団体へのヒアリング等 | 内閣官房 (副長官補室(経協インフラ担当)) |

| | | | | | | |
|-------------|--|------------------|---|--|-----------|---------------------------|
| 143 | 首脳・閣僚レベルによるトップセールスについて、毎年10件以上 | 95件 (2017年) | A | 毎年10件以上が目標のところ、2017年は95件（総理30件、閣僚等65件）、うち8件には経済ミッションが同行するなどしている。 | 関係省庁からの報告 | 内閣官房 (副長官補室(経協インフラ担当)) |
| 138 (再掲) | 国際標準化機関における幹事国引受件数を2020年度末までに100件超に増やす | 101件 (2017年末) | A | 2017年末の時点で、2020年度末までの目標値を上回っているが、この水準を引き続き維持するよう努める。 | 経済産業省調べ | 経済産業省 |

| |
|------------------------------------|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [3] 海外の成長市場の取り込み |
| 施策群：日本企業の国際展開支援 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|---|---------|---|---|-------|
| 144 | 2020年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の2011年比：「中国、ASEAN等」：2倍 | 115.6兆円 (2016年度) ※内訳：輸出額12.9兆円（現地法人の日本からの調達額を除く）、現地法人売上高102.6兆円 | B | KPIの進捗については、輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く）と現地法人売上高の合算値により評価。目標達成時期が2020年で、目標達成期間が9年であるところ、「最新の数値」の時点で4年が経過。 ・「中国・ASEAN等」については、2011年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は15.4兆円、現地法人売上高は73.9兆円、合算値は89.4兆円。2016年度の輸出額（現地法人の日本からの調 | 輸出額：財務省「貿易統計」、 現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|-----|--|---|---|---|---|-------|
| 145 | 2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比：「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」：2 倍 | 23.8 兆円（2016 年度） ※内訳：輸出額 2.6 兆円（現地法人の日本からの調達額を除く。）、現地法人売上高 21.2 兆円 | B | <p>達額を除く。）は 12.9 兆円、現地法人売上高は 102.6 兆円、合算値は 115.6 兆円であった。中国では前年度より 9% 程度減少、ASEAN では 5% 減少し ている。</p> <p>中国に関しては、2016 年前半の民間投資の大幅な下落等によって、中国経済の経済成長が伸び悩んだことが要因の一つと考えられる。</p> <p>また ASEAN についても、資源価格が低い水準で推移したことや、中国の経済成長の減速等による貿易の停滞が影響したと考えらえる。</p> | 輸出額：財務省「貿易統計」、現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」 | 経済産業省 |
| 146 | 2020 年までの、「輸出額及び現地法人売上高」の 2011 年比：「アフリカ地域」：3 倍 | 2.0 兆円（2016 年度） ※内訳：輸出額 0.4 兆円（現地法人の日本からの調達額を除く。）、現地法人売上高 1.6 兆円 | B | <p>・「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」については、2011 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 5.0 兆円、現地法人売上高は 17.0 兆円、合算値は計 22.0 兆円。2016 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 2.6 兆円、現地法人売上高は 21.2 兆円、合算値は 23.8 兆円であった。中南米地域では前年度より 5% 増、CIS では 28% 増加となっている一方で、南西アジアでは 2% 減、中東は 17% 減、ロシアでは 1% 減となった。</p> <p>資源価格が低い水準で推移したことや、米国の利上げの影響等で、新興国経済が低迷したことが要因の一つと考えられる。</p> | 輸出額：財務省「貿易統計」、現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|-----|------------------------|---------------------------------------|---|---|------------------------------------|--|
| | | | | <p>・「アフリカ地域」については、2011 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 0.4 兆円、現地法人売上高は 1.6 兆円、合算値は計 2.0 兆円。2016 年度の輸出額（現地法人の日本からの調達額を除く。）は 0.4 兆円、現地法人売上高は 1.6 兆円、合算値は 2.0 兆円であった。同地域は、前年度より 8% 減となった。日本企業が現地のニーズや所得にあつた製品がつかめない、現地の商制度や法律が分からぬ、安全面のリスク等、様々な懸念により、我が国企業のアフリカ向け進出が進んでいない。</p> <p>各地域・国において経済規模、経済成長や外生的な政治自然リスクの存在は、それぞれ異なるため、数値に加えて各地域・国における経済発展や当該国への他国企業の進出状況に比較し、我が国企業の海外展開の進捗を評価していくことが重要であり、そうした観点も踏まえて引き続き推移を注視していく。</p> | | |
| 147 | 2018 年までに、FTA 比率 70%以上 | 51.6% ¹⁹ (2018 年貿易額ベース) | B | 本件 KPI は、日本の貿易総額に占める EPA・FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合を測るものである。経済連携の推進については、TPP11 が 2018 年 3 月 8 日に 11 か国で署名され、12 月 30 日に発効し | 財務省「貿易統計」 内閣官房 (副長官補室(外務担当)) | |

¹⁹ 日本の貿易総額に占める、2018 年 12 月時点における EPA/FTA 発効済・署名済の国との貿易額の割合

| | | | | | | |
|-----|--|--------------------|---|--|--|-------|
| | | | | た。また、同年7月17日に日EU・EPAが署名され、2019年2月1日に発効した。さらに、政府としてRCEP等を含む現在交渉中のEPA・FTAも早期妥結に向け、精力的に交渉を進めている。 | | |
| 148 | 2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効 | 76か国・地域 | B | 2018年2月に日アルメニア投資協定が、同年4月には日アラブ首長国連邦（UAE）投資協定が、同年11月には日ヨルダン投資協定が、そして同年12月には日アルゼンチン投資協定が署名に至っている。さらに同年、エチオピア、タジキスタン、パラグアイの3か国及び2019年2月にアゼルバイジャンとの間で新たに正式交渉を開始し、現在交渉中の投資関連協定が全て発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。これらの投資関連協定を着実に進めるとともに、新規交渉国を拡大しつつKPIの達成を目指す。 | 外務省投資政策室 調べ | 外務省 |
| 149 | 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額及び現地法人売上高の合計額2010年比2倍 | 20.6兆円 (2016年度) | A | 目標達成時期が2020年度で目標達成期間が10年であるところ、「最新の数値」の時点で6年が経過。中堅・中小企業輸出額及び現地法人売上高の合計（中堅企業は資本金10億円以下と定義）は2010年度～2016年度の6年間で12.8兆円から20.6兆円に増加しており、目標達成のため、2010年度以降毎年輸出額及び現地法人売上高が均等に増加したと仮定した場合の現時点での値である20.48兆円を上回っている。 | 輸出額：経済産業省「経済産業省企業活動基本調査」、現地法人売上高：経済産業省「海外事業活動基本調査」 | 経済産業省 |

| | | | | | | |
|-------------|--|-------------------------------|---|---|----------------------------|-------|
| 124 (再掲) | 外国人留学生の受入れを 14 万人から 30 万人に倍増 | 208,901 人 (2018 年 5 月 1 日) | B | <p>当該 KPI の達成期間は 2013~2020 年であるところ、「最新の数値」の時点で 5 年が経過。我が国の高等教育機関に在籍する外国人留学生数は 135,519 人から 208,901 人まで増加している（約 7.3 万人の増加）が、KPI 達成のために現時点で必要な増加数（約 11.7 万人）を下回っている。なお、高等教育機関への進学等を前提として日本語の学修を目的に日本語教育機関に在籍する外国人留学生は 90,079 人となっており、それを加えた外国人留学生数は 298,980 人となっている。</p> <p>高等教育機関における留学生受入れの増加に向けて、海外における日本留学の魅力の統合的な発信、奨学金の充実、留学生の就職促進を図る大学の取組の支援等を実施し、日本留学の魅力向上を図るとともに、国際化を徹底して進める大学を重点支援する等の取組を総合的に実施していくことで KPI 達成を目指す。</p> | (独) 日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」 | 文部科学省 |
| 125 (再掲) | 2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指す。 | 15,386 人 (2018 年 12 月) | A | 10,000 人の高度外国人材の認定については、目標達成時期が 2020 年末であるところ、2018 年 12 月末までに認定された高度外国人材が 15,386 人となり、前倒しで目標を達成。さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目指していく。 | 法務省入国管理局 調べ | 経済産業省 |

| |
|-----------------------------------|
| II. 経済構造革新への基盤づくり [3]海外の成長市場の取り込み |
| 施策群：日本の魅力を活かす施策 |

| 整理 No. | KPI | 最新の数値 | KPI の進捗 | KPI の進捗の詳細 | KPI の出典 | 主担当省庁 |
|--------|---|-----------------------|---------|--|----------------------------------|-------|
| 150 | 2020 年における対内直接投資残高を 35 兆円へ倍増（2012 年末 19.2 兆円） | 30.7 兆円 (2018 年末) | B | KPI であるストックベースの指標については、統計基準の改訂により、2013 年以前と 2014 年以降を比較することはできない。統計的に比較可能な 2014 年末の実績を基点とし、2020 年に 35 兆円の目標達成のため 2014 年以降残高が均等に増加すると仮定した場合の 2018 年末時点の値は 31.2 兆円となるが、実績の 30.7 兆円はそれを下回っている。他方で、「地域への対日直接投資サポートプログラム」の支援対象として 24 自治体を決定し、政府及び JETRO による各地域の特色を活かした誘致戦略の策定や誘致活動支援等を実施するなど、地域での取組を強化しているところ。今後も、対内直接投資誘致の強化に向けた施策に取り組む。 | 財務省・日本銀行 「国際収支統計」 対外資産負債残高 | 内閣府 |
| 151 | 2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円に増加させる。 | 444.5 億円 (2017 年度) | A | 目標達成時期が 2020 年度で、目標達成期間が 5 年であるところ、「最新の数値」の時点で 2 年が経過。放送コンテンツ関連海外売上高は 2015 年度～2017 年度の 2 年間で 288.5 億円から 444.5 億円に増加しており、毎年増加額が均等であると仮定した場合の現時点での値である 373.1 億円を上回っている。 | 総務省「放送コンテンツの海外展開に関する現状分析」 | 総務省 |

| | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---------|------------------|
| 152 | 日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指す | 198.6 % 増 (2012 ~ 2018 年) 618 億円 (2018 年) | A | 2012~2018年の伸び率は、農林水産物・食品の輸出額の伸び率（101.6%増）を上回っている。 | 財務省貿易統計 | 内閣府（知的財産戦略推進事務局） |
|-----|---|---|---|---|---------|------------------|